

## 高麗末期の儀礼と国際環境

— 対明遥拝儀礼の創出 —

桑野栄治

【欧文表記】 Eiji KUWANO, Ritual and East Asian Surroundings in the Later Koryo (高麗) Dynasty: the Origin of Rituals for the Worship of the Ming (明)

【要旨】本稿ではまず、『高麗史』礼志を手がかりに高麗における名節の賀礼を俯瞰する。ついで対象時期を一四世紀後半の高麗末期にしほりこみ、朝鮮初期に実施された対明遥拝儀礼の原型を元・明交替期に求めべく追跡調査した。

高麗の王都開京では一一世紀半ばまでには朝賀礼↓賜宴とつづく正朝・冬至の国家儀礼が実施されていたが、宋・遼（契丹）に対する遥拝儀礼は確認できない。それゆえ、当時の東アジアにおける国際環境にあつては高麗と宋・遼が垂直の君臣関係にあつたとはいいがたい。一三世紀後半になると、元帝の女婿となつた忠烈王は正朝に「群臣を率いて遙かに正旦を賀う」儀礼を実施し、正月朔望と聖甲日（本命日）には元帝に対する仏教儀礼を寺院にて執り行つた。しかし、忠烈王は正朝を元の大都で迎えることが多く、元干渉下の高麗社会にこれらの儀礼が定着することはなかった。

遥拝儀礼の画期となるのが明の太祖洪武帝の即位、そして高麗国王の冊封体制への参入である。一三七二年冬至に恭愍王は明帝を遥拝する儀礼を実施し、王宮では万歳三唱のち、百官は朝賀礼を実施して盛大に祝つた。これこそ朝鮮王朝開創直後に開城で実施された対明遥拝儀礼の原型であり、洪武帝が「蕃国の礼」として制定した「聖節・正旦・冬至に蕃国が闕を望みて慶祝するの儀」の受容と実践である。中華帝国の礼制が高麗における外交儀礼のあり方まで規制したことを意味する。恭愍王の死後、しばらく高麗政府は北元と明との外交政策をめぐって揺れ動いたが、高麗最末期の恭讓王代には対明遥拝儀礼↓朝賀礼↓賜宴の順に国家儀礼が執り行われた。そしてまもなく王朝交替を迎える。

【キーワード】高麗末期、対明遥拝儀礼、朝賀礼、賜宴、冊封体制、洪武帝、恭愍王、蕃国の礼

### 【目次】

はじめに — 問題の所在 —

一 『高麗史』礼志にみえる賀礼関連記録の検討

1、高麗前期

2、元干渉期

3、高麗末期

4、高麗最末期

二 元・明交替期の外交儀礼 — 恭愍王代の場合 —

1、元衰退期の賀礼

2、対明遥拝儀礼の創出

3、「蕃国の礼」と東アジア

三 国家儀礼の停滞 — 辛禔王代の場合 —

1、幼王即位後の朝会儀礼

2、対明遥拝儀礼の復活

四 恭讓王代の対明遥拝儀礼

むすび

## はじめに — 問題の所在 —

一四世紀末に朝鮮王朝（一三九二〜一八九七年）を開創した太祖李成桂（位一三九二〜九八年）は、正朝と冬至に王都漢城（いまのソウル）の王宮から明皇帝の居城を遥拝することによって事大政策を標榜し、以後、この儀礼は正朝（正月元旦）・冬至・聖節（明の皇帝の誕生日）そして千秋節（明の皇太子の誕生日）における重要な国事行為として歴代の朝鮮国王により継続実施された。この対明遥拝儀礼を望闕礼といい、望闕礼を終了すると王宮内では異域（日本・女真・琉球）からの使節を取り込んだ国際色ゆたかな朝賀礼と会礼宴が催された。望闕礼は世宗代（一四一八〜一五〇年）までにほぼ制度化を終え、朝鮮初期（ほぼ一五世紀に相当）の礼と法、すなわち『国朝五礼儀』（成宗五年、一四七四）と『経国大典』（同一六年、一四八五）に朝鮮国王による定例の国家儀礼として定着する。

では、朝鮮王朝に先立つ高麗王朝（九一八〜一三九二年）の場合、高麗国王は正朝・冬至にはいかなる国家儀礼を実施していたのであろうか。とりわけ、一四世紀後半の元・明交替期に相当する高麗末期<sup>3)</sup>に、高麗国王は東アジア世界のあらたな盟主となった明の皇帝に対していかなる国家儀礼をもって対応したのであろうか。朱子性理学（新儒教）で理論武装したいわゆる「新興儒臣」とともに、元・明交替という激動期をくぐり抜けた李成桂が独自の判断で、そしてまた何の前例も調査することなく、即位後をはじめ迎えた一三九三年の正朝に「帝正を賀う」儀礼を開城の寿昌宮で実施したとは思えない。

従来、高麗時代の遥拝儀礼に関する研究が皆無であったわけではない。かつて李範稷氏は高麗時代の五礼（吉礼・凶礼・軍礼・賓礼・嘉礼）の構成とその内容を整理し、『高麗史』礼志の嘉礼に収録された「元正冬至上国聖寿節望闕賀儀」の性格に言及した<sup>5)</sup>。李範稷氏の叙述を総合すれば、「元正冬至上国聖寿節望闕賀儀」とは高麗国王が「元正（＝正朝）・冬至」に王宮の正殿において群臣の朝賀礼を受ける定例の国家儀礼、と要約できる。ところが、李範稷氏は『高麗史』礼志の構成を中国の歴史書と比較し、煩雑なその内容を整理・分類するところに主眼を置いたため、氏の「元正冬至上国聖寿節望闕賀儀」に対する理解にはいくつかの問題点がある。まず、この儀礼の実施日時を「元正・冬至」とするが、「上国聖寿節」の意味するところが説かれていない。「上国」とは高麗の宗主国である中国の各王朝を指しており、この点だけでも「元正冬至上国聖寿節望闕賀儀」が対外的な意味を持つことを示唆するのではなからうか。また、「望闕」に関する説明もなく、それゆえにこの「望闕」儀礼が持つ本来の目的は等閑視されたままである。さらに、朝鮮初期に実施された望闕礼との連続性の可否についても不明である。たしかに李範稷氏による『高麗史』礼志の類型化はその後の朝鮮中世儀礼研究の礎石となったが、近年の国内外における研究現況をみる限り、高麗王朝の儀礼研究はいまだ事例研究の蓄積が乏しい段階にあるといわざるをえない<sup>7)</sup>。高麗を取りまく国際環境を礼的側面から把握しようとするとき、使節入朝の際は賓礼、朝賀礼に参席する場合には嘉礼で扱われるという、重層的な儀礼構造のゆえであろうか。

一方、これも遥拝儀礼を取り扱った専論ではないが、高麗の朝

賀礼に言及した論考として李奉圭・韓亨周の両氏による成果<sup>8)</sup>をあげることができる。とくに李奉圭氏は朝鮮時代の朝賀礼を論じる前提として「高麗時代の朝賀儀礼の種類と特徴」に触れている<sup>9)</sup>。

基本史料となるのはいうまでもなく『高麗史』であるが、李奉圭氏の手法は『高麗史』に散見する朝賀礼関連記録をすべて整理したうえで一定の見解を提示したわけではない。むしろ、四七五年間にわたる高麗の記録を逐一抽出したうえで論理を展開するには、相当の時間と労力を要するであろう。すでに別稿で指摘したように<sup>10)</sup>、李奉圭氏の論考は新羅真徳王五年(六五一)正朝以降、朝鮮時代までの朝賀礼の制度的変遷を俯瞰した労作であるが、研究課題上、正朝・冬至の望闕礼ならびに会礼宴との関連を捨象したまま朝賀礼を単独で取りあげたため、かえって朝鮮史における朝賀礼の性格を狭めた感がある。対する韓亨周氏もやはり朝鮮時代の朝賀礼を整理する前提として高麗時代の制度に触れるが、高麗の朝賀礼に関する具体的な事例の提示は一件もない<sup>11)</sup>。

その一方で、朝賀礼をはじめとする外交儀礼研究に関しては、中国古代史の研究者による刮目すべき成果が開元二〇年(七三二)に成立した『大唐開元礼』を素材として蓄積されている<sup>12)</sup>。しかし、朝鮮史における朝賀礼の性格を考えると、日本古代史の立場からいわゆる「東アジア世界論」に迫った田島公氏は次のごとく指摘しており、示唆に富む。

「蕃客」が加わる元日朝賀の儀は、唐礼を模倣して、東海の「小帝国」としての日本の律令国家の地位を維持するとともに、支配者の国際意識(日本版の「中華思想」)を満足させるのに不可欠な儀式であり、「賓礼」の一行事としての役割

も果たした<sup>13)</sup>。

高麗末期の朝賀礼にはたして「蕃客」(外国使節団)は参席したのか、そしてその儀礼空間は高麗の為政者にとつて国家観あるいは華夷観を満足させうる場でありえたのだろうか。この点が本稿で解明すべき課題のひとつとなる。

さて、高麗時代の国家儀礼を取り扱う場合には官撰史料の性格、なかんずくその編纂原則に留意して慎重を期すべきであろう。朝鮮文宗元年(一四五)に完成した『高麗史』の編纂原則には「圓丘・籍田・燃燈・八閔等の如き常事<sup>つねのまじりごと</sup>は初見を書し、以て其の例を著す。若し親行すれば則ち必ず書す」とあり、翌年に上梓された『高麗史節要』の場合もやはり「朝会・祭祀は常事なれども、故有れば則ち書し、親祭すれば則ち書す」と掲げるからである。王朝国家儀礼は本来は常事、つまり定例化された国事行為であり、日常の政務に等しい。よつて、朝会(朝賀・朝参・常参など、官僚が朝廷に参上して国王に謁見する各種儀礼の通称)のように定期的かつ頻繁に実施される儀礼であれば、官撰記録では省略あるいは簡略化される可能性もあろう。しかしながら、本稿で考察の対象とする遥拝儀礼が国内の閉ざされた儀礼空間ではなく、「上国」と深く関わる外交儀礼であったとの見通しを立てた場合、その記録は簡略化(もしくは定型化)されることはあつても省略される可能性は低いのではなからうか。朝鮮初期に朱子性理学を統治理念とし、明を宗主国として仰ぐなかで『高麗史』と『高麗史節要』が編纂されたことを想起すれば、元・明交替後の「上国」である明と密接に関わる国家儀礼が粗略に取り扱われたとは考えがたい。

本稿は朝鮮初期に実施された対明遥拝儀礼の前史として、まずは高麗時代における名節の賀礼を俯瞰する。ついで対象時期を一四世紀後半の高麗末期にしほりこみ、当該儀礼の原型を元・明交替期に求むべく追跡調査するものである。

## 一 『高麗史』礼志にみえる賀礼関連記録の検討

全一一巻からなる『高麗史』礼志が、天・地・人の三才の順序で編成された一二志(天文・曆・五行・地理・礼・樂・輿服・選舉・百官・食貨・兵・刑法志)三九巻のうち、実際の分量では三割弱を占める膨大な史料群であることはいままでもない。<sup>15)</sup>『高麗史』礼志は毅宗代(一一四六〜七〇年)に成立した崔允儀撰『詳定古今礼』を骨子として編纂された。<sup>16)</sup>もちろん、『高麗史』礼志は五礼に分かれているが、このうち嘉礼は五礼の末尾に収録されながらも約半分の五巻強を占める。<sup>17)</sup>その『高麗史』礼志の嘉礼には静態的な制度史料として「元正冬至上国聖寿節望闕賀儀」が収録されており、ついで国王の受賀儀礼である「元正冬至節日朝賀儀」と受賀後の「元会儀」(毎年正朝に開かれる饗宴の式次第)、王世子の受賀儀礼である「王太子元正冬至受群官賀儀」と「王太子節日受宮官賀并会儀」の行礼手順が示され、その末尾にこれら五種類の賀礼(名節を祝賀する国家儀礼)全般の運用に関する九件の動態的な年代記(後掲史料①〜⑨)が一括して記されている。<sup>18)</sup>この九件の年代記は「王太子節日受宮官賀并会儀」の直後に収められてはいるが、王世子の受賀儀礼のみに関わるものではなく、「元正冬至上国聖寿節望闕賀儀」以下、「王太子節日受宮官賀并会

儀」までの五種の儀註に関する年代記である。<sup>19)</sup>

そこで本節ではまず、『高麗史』礼志に収められたこの九件の年代記を便宜上、四期に区分し、高麗時代における名節の賀礼を俯瞰することからはじめたい。

### 1、高麗前期

まず、一一世紀末・一二世紀初の二件の史料①②から検討してみよう。

①宣宗十年八月丁巳(十日)、制曰、我国旧制、生辰・元正・冬至、百官賀礼、雖宰相入直者一人押班、其余並不就班、近聞、宋朝儀制、凡放賀之日、其礼與坐殿日不殊、自今、依宋朝儀式、

②睿宗十年十月庚子(四日)、礼司請、以太子生日為永貞節、令宮官僚属進賀、兩界・三京・八牧・三都護府上箋、以為恒式、

宣宗一〇年(一一〇九三)の史料①と睿宗一〇年(一一一五)の史料②に対応する記録は、それぞれ編年体の『高麗史節要』にもみえる。<sup>20)</sup>史料①によれば、高麗時代には遅くとも一一世紀末までには生辰(国王の誕生日)・正朝・冬至に際して文武百官が高麗国王に対して朝賀礼を実施していた、と考えてよい。宣宗三年一〇月の記録には「内外の官に命じて、太后の生辰を表賀(一)祝辞をたてまつること)せしむ。且つ正至・八閏に於いても亦た之の如くし、永く定制と為す」とあるから、名節を祝う国家儀礼には全国各地から王都の開京へ賀箋が届けられることになっていた。正朝に限れば、高麗王宮での賀礼の実施はこれを約半世紀さかの

ぼる。文宗一三年（一〇五九）正朝の記録を次に示す。

A 御乾徳殿、受朝賀、仍宴諸王・輔臣、命平章事致仕金廷俊赴之、夜艾而罷、各賜厩馬一匹、〔『高麗史』卷八、世家八、文宗一三年春正月丁酉朔条〕

この史料Aによれば、文宗（位一〇四六〜八三年）は常用の正殿である乾徳殿（のち大觀殿と改称<sup>(22)</sup>）にて百官の朝賀礼を受けたあと、王族と輔弼の臣僚に共同飲食儀礼としての宴をほどこしている。管見の限り、この史料Aが高麗時代における朝賀礼↓賜宴とつづく正朝の国家儀礼の初見であり、文宗の在位三六年間のうち朝賀礼の実施を伝える唯一の記録である<sup>(23)</sup>。冬至であれば、これよりさらに七〇余年をさかのぼる成宗二年（九八三）十一月の記録に「日南至（一〇冬至）。王、元和殿に御して朝賀を受け、群臣を思賢殿に宴す」とみえ、すでに一〇世紀末には朝賀礼↓賜宴とつづく冬至の国家儀礼が高麗の王宮にて催されていたことを知らしめる。この年正月には高麗ではじめて園丘壇を祀る析穀・籍田の礼が実施され、以後、社稷壇・太廟（宗廟）・国子監（国学）が営まれるなど、成宗（位九八一〜九九七年）が儒教理念に立脚した王道政治を進めていた<sup>(25)</sup>ことはいままでもない。そして、一一世紀末の宣宗一〇年には王命によって宋の儀礼制度を参考に朝賀礼の改定が行われた（史料①）。たんなる机上の論理ではなく、宋に派遣された高麗使節の経験に基づくところも大きかったに相違ない<sup>(26)</sup>。旧来、百官が殿庭で朝賀礼を行う場合、入直している宰相ただひとりが参列者の班列（席次）を整えようとしたが、その他の官僚はみな品階の序列にしたがって席次に就こうとはしなかった。そこで今後は宋の礼制にならない、たとえ「放賀」の日であつ

ても高麗国王が正殿の玉座に就く場合と同じように、威儀を正して朝賀礼を執り行うことにしたものである。

では、史料①にみえる「放賀」とは何を意味するのであろうか。これまで、『高麗史』に散見する「放賀」あるいは「放朝賀」は「朝賀礼を停止した」と解釈されてきたが、李奉圭氏は「国王が儀式の現場にあらわれないまま儀式を進行した」と考えるべきことを主張した<sup>(28)</sup>。つまり、「放賀」「放朝賀」とは朝鮮初期の実録記事に散見する「権停礼」と同義語と考えて差し支えないという。

たしかに、『高麗史』礼志の「元正冬至節日朝賀儀」には「王、若し殿に坐せずとも陳設は式の如くす」とあつて国王不在の場合を想定しており、また同じ儀註内には「撰侍中、（中略）殿に向かいて揖し、『宣を奉りて朝賀を放つ』と称す」とも記される<sup>(29)</sup>。管見によれば、「放朝賀」の記録は宣宗代（一〇八三〜九四年）の正朝に限っても八件あらわれる<sup>(30)</sup>。おそらく、当時はほぼ慣習となっていた正朝の「放朝賀」がここに至りて問題視されたのであろう。ただし、宣宗一〇年以降の記録にたゞ「放朝賀」とあつたとしても、群臣が史料①の王命どおりにどこまで実践したかは定かでない。「放朝」とは本来、「群臣がゆるされて朝参せぬこと」を意味する<sup>(31)</sup>。あくまで、王朝国家の理念としては「放朝賀」であっても群臣は国王不在のまま略式で行礼することになっていた、と考えるのがより現実的であらう<sup>(32)</sup>。

一方、睿宗一〇年の史料②によれば、礼司（礼部）の上奏により、「太子生日」つまり王世子の誕生日は「永貞節」と名付けられた。『高麗史』の凡例には「凡そ宗を称し、陛下・太后・太子・節日・制・詔と称する類は、僭踰に涉ると雖も、今は當時の称す

る所に従いて之を書し、以て其の実を存せしむ」とあり<sup>(33)</sup>、「高麗史」に散見する「節日」の表現は編纂時の宗主国である明の皇帝に対しては僭越な表記であった。しかし、高麗では国王のみならず「太子」の誕生日にも「某々節」と固有の名称が付されており<sup>(34)</sup>、盧明鎬氏の研究によれば、高麗前期の「節日」の饗宴は近隣諸国からの「朝貢」「朝賀」を受けるほど賑わったという<sup>(35)</sup>。この日一〇月四日はちょうど王世子の誕生日にあたり、史料②にいう「太子」とは睿宗(位一一〇五―二二年)の王世子(のちの仁宗)を指す。ついで史料②には、「宮官僚属をして賀を進めさせ、両界・三京・八牧・三都護府をして箋を上つらしむ」とあるように、王世子の誕生日には東宮の官僚・僚属のほか全国の主牧(三品以上の長官が派遣される地方の上級行政区画)からも祝辞として箋が届けられることになった<sup>(37)</sup>。すでに睿宗元年正月には礼部の上奏により、「両界・三京・三都護府・八牧は元正・冬至及び至元節(Ⅱ肅宗妃明懿太后の誕生日)に當る毎に、坤成殿(Ⅱ肅宗妃の居殿)に表賀し、以て恒式と為す」ことが決定しており、史料②は名節の恒例行事を王世子の誕生日にまで拡大実施したことを意味する。

では、当時の複雑な国際環境を念頭に置いたとき、高麗の王宮では「節日」の祝宴をいかに催していたのであろうか。周知のように、宋と遼(契丹)のあいだに外交紛争がつづくなか、睿宗一〇年には東北アジアにあらたな王朝として女真族を統合した金(賀正)が成立した。ちょうどこの年正月、衰退の一途をたどる遼は「賀正使」を派遣して睿宗の誕生日を祝い、高麗側も乾徳殿に宴を設けてこの遼使一行をもてなしている<sup>(39)</sup>。睿宗の誕生日を「咸寧節」

といい<sup>(40)</sup>、遼が正月に慶賀使として「賀生辰使」を高麗に派遣し、高麗もこれに応えて使節を派遣することは睿宗の治世年間にはすでに儀礼的慣行となっていた<sup>(41)</sup>。当日の宴の様子は『高麗史』に伝わらないものの、睿宗の寵愛を受けた韓安仁(旧名は皦如)が咸寧節の宴席で「今は則ち北の戎は土を納めて以て帰化し、西の宋は仁に親づきて和を結ぶ」と詠んだことが、朝鮮詩文の集大成である『東文選』(成宗九年、一四七八)に残る<sup>(42)</sup>。慶賀使の相互派遣をはじめとする睿宗代の儀礼的対遼関係を想起すれば、ここにいる「北の戎」は遼ではなく、女真と考えるべきであろう<sup>(43)</sup>。というのも、たとえば睿宗二年一二月の記録には「東女真の人曩乙乃等三千二百三十人、來附す」とあり、従前の「朝貢」形式による女真族の來朝(八閔会への参席と土産の献上はその好例であろう)、さらには一二世紀初頭における完顔部女真の勢力拡大を背景とした女真族の大量投降を、韓安仁は「北の戎」の「帰化」とみなしたのであるまいか。遼との平和的關係を維持するために、宋・遼間の紛争への介入を避けようとしていた当時の高麗の外交姿勢も考慮する必要がある。高麗と宋・遼との關係がかならずしも垂直の君臣關係ではなかったからこそ、高麗国王の誕生日を「某々節」と僭称し、そしてその宴には遼からの使節を招くこともできたと相違ない。

以上のことより、宣宗一〇年の史料①は本来ならば『高麗史』礼志の「元正冬至節日朝賀儀」の末尾に、睿宗一〇年の史料②は同書礼志の「王太子節日受宮官賀并会儀」の末尾に、それぞれの儀註に関わる年代記として残すべきであったと考えられる。ところが、これらの国家儀礼は相互に密接な関連があつて分類しがた

いことから、『高麗史』の編纂者は「元正冬至上国聖寿節望闕賀儀」以下五種の儀註の末尾に一括して登載したのであろう。また、史料①にみえる「生辰・元正・冬至」との表記方法に注目すれば、『高麗史』礼志に収録された「元正冬至節日朝賀儀」の「節日」とは、高麗国王の誕生日を意味する。これに対して、『高麗史』礼志に収録された「王太子節日受宮官賀并会儀」の「節日」とは、史料②にいう「太子生日」つまり王世子の誕生日と考えてよい。『高麗史』礼志にはその直前に「王太子元正冬至受群官賀儀」の規定があり、「元正・冬至」の儀礼と区別していることもこの考を裏打ちする。したがって、『高麗史』礼志に収録された賀礼関連儀註に「節日」とあるのは、元正・冬至・八閏など一般的な名節を意味するのではなく、高麗国王または王世子の誕生日を指すとみなければならぬ。

さらに、朝鮮初期における正朝の国家儀礼を念頭に置けば、高麗国王が名節に開京の王宮から宋あるいは遼を遥拝する儀礼を実施した形跡はないところにも留意すべきである。それどころか、睿宗代に高麗と遼は相互に慶賀使を派遣し、高麗の王宮では睿宗の誕生日を祝う遼使を迎え入れている。かつて「北朝使（＝遼使）」迎接儀礼の側面から高麗を取りまく国際環境の解明をこころみた奥村周司氏は、高麗と宋・遼との関係がたんなる君臣関係ではなく、対等に近い賓客関係にあったと指摘した。<sup>47</sup> こうした外交儀礼の性格と正朝・冬至の国家儀礼のあり方をあわせて考えた場合、高麗の宋・遼との関係はのちの元・明との関係とは大きく異なるといわざるをえない。

## 2、元干渉期

ひきつづき、『高麗史』礼志所収の賀礼関連記録を検討してみよう。次に掲げる二件の史料③④は、いずれも元帝室と密接不可分の関係にあった忠烈王代（一二七四―一三〇八年）の記録である。

③ 忠烈王二十五年十二月、行省官寮及百官、肆賀正儀於奉恩寺三日、肆儀始此、

④ (忠烈王) 三十三年六月丙午(十四日)、以寿元天聖節似涉僭擬、改以誕日称之、

このうち、忠烈王三三年(一三〇七)の史料④は元をはばかって忠烈王の誕生日を「寿元節」から「誕日」に改称したことを伝える。王世子の「節日」に関するさきの史料②と同じく、史料④も高麗国王の「節日」に関連する記録である。忠烈王三三年といえ、元が高麗を統制すべく征東行省を復設した時期に合致しており、元から派遣されて来た征東行省官の手前、忠烈王としては僭越な呼称は変更せざるをえなかったであろう。

だが、われわれの当面の関心からすれば、むしろ忠烈王二十五年(一二九九)の史料③に注目すべきであろう。史料③の末尾には「肆儀、此に始まる」とあり、正朝における肆儀(儀を肆う、つまり国家儀礼の予行演習)の制度は朝鮮初期の法制書にも継承される。<sup>50</sup>ところが、このとき肆儀を行ったのは厳密に言えば「行省官寮及び百官」ではない。史料③に対応する『高麗史節要』の記録によれば、「平章闊里吉思、行省官僚及び百官とともに賀正儀を奉恩寺に肆うこと三日」とあり、<sup>51</sup>『高麗史』礼志より情報量はやや豊富である。平章政事闊里吉思とはこの年一〇月に征東行省

の實質的な長官として元から派遣された人物であり、高麗の内政につよく干渉して元の制度を導入しようとした。<sup>(52)</sup> 闕里吉思による儀礼面での介入は、のち朝鮮初期の儒者官僚のあいでも知られるほどである。<sup>(53)</sup> 征東行省長官の指導のもとに「賀正儀」の予行演習が行われたのであれば、たんに高麗の百官が忠烈王に対して正朝を祝う儀礼であったとは考えがたい。一三世紀末の史料③は、正朝に元帝を遥拝する国家儀礼の予行演習が三日前から入念に執り行われたことを記録したものであろう。そしてそれは元の礼制に準じた正朝の国家儀礼であったに相違ない。

また、このとき闕里吉思が高麗に導入しようとした対元儀礼の舞台は、おそらく開京の王宮ではなく、「賀正儀」の予行演習を行った奉恩寺でもあるまい。光宗二年（九五二）創建の奉恩寺は太祖王建（位九一八〜九四三年）の真影（肖像）を奉安した政治的にも重要な寺院であり、燃燈会の際には高麗国王がここで太祖の真影を拝謁する儀礼を執り行った。<sup>(55)</sup> 元の干渉下にならながら太祖の真殿寺院である奉恩寺にて正朝を祝うとすれば、かえって高麗の独自性・自律性が色濃くあらわれてしまうのではなからうか。翌年正朝の記録は『高麗史』世家に残されていないため、実際の「賀正儀」の舞台は不明であるが、忠烈王二十七年正月の記録には次のごとくある。

B 王率百官、幸妙蓮寺、為皇帝祝釐、諸路行省以下官、皆以正月朔望行香、祝釐蓋元朝之礼也、（『高麗史』卷三二、世家三二、忠烈王二十七年春正月丙辰（一五日）条）

この史料Bによれば、忠烈王は正月一五日に百官を率いて妙蓮寺へ行幸し、元の「皇帝の為に祝釐（＝福を授かるよう神に祈る

こと）」した。妙蓮寺とは、忠烈王が岳父である世祖クビライのために創建した天台宗系統の寺院であり、忠烈王一〇年夏に落成した。<sup>(56)</sup> これより六日後に忠烈王は「先帝（＝世祖）の忌なるを以て妙蓮寺に幸し、香を行う（＝香を焚くこと）」<sup>(57)</sup> ほど、妙蓮寺は当時の高麗王室にとって重要な位置を占めた寺院であり、忠烈王が「帝の為に祝釐」する仏教儀礼についてもすでに忠烈王元年（一二七五）に確認できる。<sup>(58)</sup> 史料Bにつづけて「諸路の行省（＝元の地方最高統治機関）以下の官、皆な正月朔望を以て香を行う。祝釐は蓋し元朝の礼なり」とあるのは、さきの史料③にみた「賀正儀」の目的と儀礼のあり方を考えるうえで示唆に富む。すでに北村秀人氏は、高麗国王が忠烈王二五年以降、元帝に対する賀正儀・賀聖節儀を主として征東行省にて挙行した点に注目し、元への事大の表明が平時における征東行省の一機能であったことを明らかにした。<sup>(59)</sup> また、最近では森平雅彦氏も忠烈王二十七年の史料Bを取りあげ、正朝と聖節に元の地方官員が仏寺・道観に詣でて元帝のために祝寿する慣例を、元代の法令集『大元聖政国朝典章』（『元典章』ともいう。至治二年、一三三二）に基づいて指摘した。<sup>(60)</sup> しかし、のち朝鮮初期に定着する対明遥拝儀礼は正朝（正月望日はない）・聖節のほか冬至にも実施され、またその舞台も王宮の正殿であることから、一三世紀末に闕里吉思が導入をこころみ

た対元儀礼のあり方は後代の望闕礼とはやや異なる。高麗前期の場合も文宗一三年の史料Aにみたとおり、正朝の国家儀礼が実施されたのは王宮正殿の乾徳殿であった。そして忠烈王も即位後しばらくはやはり王宮にて正朝の国家儀礼を執り行っていたと思われる。忠烈王が即位後にはじめて迎えた正朝の記録をみてみよう。



C 放朝賀、率群臣、遥賀正旦、宴于西殿、(『高麗史』卷二八、世家二八、忠烈王元年春正月癸酉朔条)

忠烈王は正朝の朝賀礼を免除したまま「群臣を率いて遥かに正旦を賀い」、ついで王宮の西殿にて群臣をねぎらう宴を催した。

史料Cに儀礼の舞台は明示されていないが、前年八月に忠烈王は宮城(本闕という)内の康安殿で即位儀礼を実施し、同じく康安殿にて群臣の朝賀を受けていることから、舞台となつたのは康安殿と考えて大過あるまい。かつてモンゴルの後押しで復位した元宗(位一二五九―七四年)が元帝に恭順の意を表すべく宮城にて「遥謝」礼を実施したことはある。だが、高麗国王が名節に「遥賀」礼を実施したのは管見の限り、忠烈王元年正朝の史料Cを初見とする。つまり、正朝にあたり高麗国王が開京の王宮から遙か中国の皇帝を祝賀したのは、忠烈王を嚆矢とするのである。翌年の『高麗史』世家には「群臣、王に賀正するに幣(＝幣帛、つまり礼物の絹)を用う。命じて内帑の銀・紵(＝苧麻で織つた布)を賜いて其の費を支わしめ、歳どし以て常と為せり」とあり、遥賀礼に関する記録を欠いてはいるが、群臣の高麗国王に対する正朝の朝賀礼は進上礼をとまなう恒常化された国事行為であったと考えられる。

では、忠烈王二十七年に導入された正月朔望の対元儀礼(史料B)は、はたして高麗社会に定着したのであろうか。忠烈王は同年正月の下旬にもやはり妙蓮寺へ出向いている。

D 王率行省官及群臣、幸妙蓮寺、為帝聖甲日祝寿也、(『高麗史』卷三二、世家三二、忠烈王二十七年春正月乙丑(二四日)条)  
史料Dによると、忠烈王は征東行省の官員ならびに群臣を率い

て妙蓮寺に行幸した<sup>(66)</sup>。行幸の目的は「帝の聖甲日の為に祝寿」することにあった。ここにいう「聖甲日」とは、元帝の生年と同じ千支の日(本命日)を指し、成宗テムルが生まれた至元二年(一二六五)は千支でいえば乙丑年にあたる<sup>(67)</sup>。すでに闕里吉思は前年一月に元に帰国しており、この年忠烈王二十七年二月に罷免となるが、この日妙蓮寺にて実施された儀礼も闕里吉思の意志を反映しての結果であったに相違ない。史料Dにいう「祝寿」の具体的な儀礼行動については明らかにはしないが、唐の玄宗皇帝にはじまる聖誕節の慶祝行事は仏教儀礼をとめない、また北宋でも皇帝の聖誕節に宰相が文官を率いて相国寺(開封でもつとも由緒古く最大規模の寺院)に参詣し、聖寿を祈つたというから、法要の一種であったと推察される。しかしながら、元による儀礼面での介入はそう長くはつづかなかつたものと思われる。同年五月になると元は中書省を通して高麗に官制改革のほか服制の改定も命じたが、結局は一時的な現象にとどまっている<sup>(70)</sup>。たしかに高麗国王が元帝の聖甲日に仏教儀礼を実施した事例は数例確認されているが、正月朔望に元の「皇帝の為に祝釐」する「元朝の礼」が高麗に定着することはなかった。これ以後、正月元旦または一五日に高麗国王が百官を率いて妙蓮寺に行幸した記録は『高麗史』および『高麗史節要』に一度もあらわれないからである。ただしそれは、元帝に恭順の意を表する忠烈王の姿勢が硬化したことを意味するものではない。忠烈王は元帝の要請により正朝を元の大都で迎えることが多くなり、現実問題として正月朔望に忠烈王が高麗の百官とともに対元仏教儀礼を実施することは不可能であった。さらに、高麗王室の願利であった妙蓮寺(忠烈王死後は忠烈王の真影

を奉安する真殿寺院となる)はその後、宴会場としてしばしば利用されるほどその性格が変質する。<sup>(73)</sup>『高麗史』世家に正月朔望のこうした仏教儀礼を「蓋し元朝の礼なり」と記録した(史料B)のは、『高麗史』編纂時にはすでにその儀礼の実態が伝わっていなかったためではないかと考えられる。

以上のことから、忠烈王三三年の史料④は本来は『高麗史』礼志の「元正冬至節日朝賀儀」に関する年代記として、その儀註の末尾に記録すべきであったと判断してよい。同二五年の史料③は「元正冬至上国聖寿節望闕賀儀」に類似する記録ではあるが、儀礼の舞台は王宮ではなく寺院であったと考えられるため、やや性格を異にするといわざるをえない。『高麗史』礼志に収録された遥拝儀礼の儀註によれば、中国の皇帝を象徴する闕牌(闕字牌ともいう。「闕」の字を刻んだ木牌)は「王宮の正殿に南向」して設置される。<sup>(74)</sup>つまり、高麗国王が主宰する「望闕」儀礼の舞台となるのは礼制上、王宮の正殿である。それゆえ、「望闕」の意味からすれば、むしろ忠烈王元年正朝の「群臣を率いて遙かに正旦を賀う」との記録(史料C)に注目すべきである。記録の内容は断片的ではあれ、これこそ対元遥拝儀礼の嚆矢であり、朝鮮中世における遥拝儀礼の起源とみなすことができる。

### 3、高麗末期

ついで、史料⑤～⑧の四件はすべて一四世紀後半の恭愍王代の記録である。いずれも断片的な記録とはいえ、元・明交替期における高麗の宮中儀礼の様子を伝える。

⑤ 恭愍王六年正月丙子朔、百官備礼服、欲陳賀、命停賀、宴宗

室・公侯・宰枢及耆老、侍臣皆以戎服入侍、

⑥ (恭愍王) 十一年四月乙酉(十日)、以農務方殷、停諸道賀生辰、

⑦ (恭愍王) 十一年五月庚戌(六日)、罷生辰百官獻馬、

⑧ (恭愍王) 二十一年十一月丁巳(十四日)、冬至、王具冕服、率百官、向闕拜賀、山呼万歳、後百官又行本朝賀礼、

この四件の史料のうち、史料⑥⑦はいずれも五月六日の恭愍王の誕生日<sup>(75)</sup>に関する記録であり、『高麗史』世家および『高麗史節要』には関連記録のない独自の記録である。恭愍王十一年(一二六二)四月の史料⑥には「農務まさに殷<sup>さか</sup>なるを以て、諸道の生辰を賀うを停む」とあり、同年五月の史料⑦も「生辰に百官の馬を獻ずるを罷む」と伝える。通常、高麗国王の誕生日に催される朝賀礼では、各道は賀箋を、百官は良馬を献上していたことが窺える。とはいえ、いずれも正朝・冬至の国家儀礼に直接関わる情報ではない。

これに対して、史料⑤は正朝、史料⑧は冬至の国家儀礼の様子を伝える。とりわけ、恭愍王二十一年冬至の史料⑧は『高麗史』礼志のうち、もっとも注目に値する記録である。まず、恭愍王六年正朝の史料⑤には「百官、礼服を備えて陳賀せんと欲するも、命じて賀を停めしむ」とある。このとき、百官による正朝の朝賀礼を恭愍王が停止した理由は定かでない。しかし、史料⑤はこれにつづけて「宗室・公侯・宰枢及び耆老を宴す」とあることから、正朝には本来、百官による朝賀礼終了後に高麗国王が王室と高級官僚のために宴を催すことが慣例となっていた、と判断してよい。対する恭愍王二十一年冬至の史料⑧は、従前の史料①～⑦とはまっ

たく性格を異にする。朝鮮初期における対明遥拝儀礼の原型をこの史料⑧にみいだすことができるからである。のみならず、同年同月日の記録を『高麗史』世家に徴すれば、わずかに「八閔会を設け、法王寺に幸す」と伝えるにすぎず、この日が冬至であったことすら記録にとどめてない。つまり、高麗国王による冬至の遥拝儀礼を伝える史料⑧は、『高麗史』礼志にのみ残る独自の記録である。史料⑧によれば、冕服(明の皇帝より下賜された高麗国王の礼服)を身にまとった恭愍王は百官を率い、「闕に向かいて拝賀」し、「万歳を山呼」した。そして「後ち百官、又た本朝の賀礼を行」ったという。恭愍王二十一年冬至には高麗国王がまず遥拝儀礼を実施し、ついで百官は高麗国王に対して朝賀礼を執り行った。冬至におけるこうした国家儀礼のあり方は、朝鮮王朝がはじめて迎えた正朝(太祖二年、一三九三)の記録に酷似する。恭愍王二十一年の史料⑧は元・明交替期における高麗の国家儀礼のあり方、そして朝鮮初期における対明遥拝儀礼の原型を究明するうえで貴重な史料とみて大過ない(恭愍王代の朝賀礼については後述)。

以上みてきたように、恭愍王六年正朝の史料⑤は『高麗史』礼志の「元正冬至節日朝賀儀」と「元会儀」の二種の儀註に関わる年代記であり、同一年の史料⑥⑦は「元正冬至節日朝賀儀」の末尾に記されるべきであったと考えてよいだろう。そして同一年冬至の史料⑧こそが「元正冬至上国聖寿節望闕賀儀」の実施状況を伝える年代記である。もちろん、当日には百官による冬至の朝賀礼が実施されており、「元正冬至節日朝賀儀」と不可分の関係にある国家儀礼である。『高麗史』の編纂者がこれらの年代記を五種の儀註それぞれの末尾に振り分けることができなかつた事

情を示す好例であろう。

#### 4、高麗最末期

『高麗史』礼志に残る賀礼関連記録の最後の一件が、恭讓王四年(一三九二)の史料⑨である。これよりわずか五ヶ月後に高麗が滅び、朝鮮王朝が建国されることはいうまでもない。

⑨恭讓王四年二月癸酉(二十二日)、礼曹上言、每當朝会、礼畢、王坐殿而百官先出、非礼也、請自今、礼畢、上入内、群臣鞠躬、祇送訖、乃出、從之、

この史料⑨は遥拝儀礼そのものに関する記録ではなく、ひろく朝会一般についての取り決め事項と考えてもよい。従来は朝会終了後に百官が国王よりさきに殿庭から退場していたため、今後は群臣が身をかがめて国王を内殿へと送り出したのち退場するよう、礼曹が要請したものである。『高麗史』礼志の「一月三朝儀」によれば、朝賀礼終了後に「王、座を降りて内殿に入れば、宰臣・枢密及び左右の侍臣、凡ての行礼執事官は次を以て揖して退く」とあり、国王の入内後に最高級官僚である中書門下の宰相(宰臣)と枢密院の宰相(枢密)そして文臣エリート官僚の侍臣および儀礼官としての行礼執事官が順次身をかがめて退場することになっており、この行礼手順は「元正冬至節日朝賀儀」とも共通する。おそらく、『高麗史』の編纂者はこの恭讓王四年の史料⑨を一般の朝会関連記録とするより、むしろそれ以上に重要な国事行為である「元正冬至節日朝賀儀」の改訂事項と判断し、『高麗史』礼志の朝賀礼関連記録として挿入したのである。

以上、『高麗史』礼志に残る全九件の賀礼関連記録を整理・分

析したが、これにより高麗時代の各種賀礼の変遷と特徴についてはおおよその見通しはつくであろう。とりわけ、元・明交替期には名節の国家儀礼のあり方に大きな変化が生じていることが明らかとなった。とはいえ、『高麗史』礼志に残る年代記は当該儀礼に関する重要事項を網羅したものとはいえない。元・明交替期以後の高麗における遥拝儀礼の制度と実態を知るには、『高麗史』世家のほか『高麗史節要』の記録を中心に追跡する必要がある。そこで以下では、恭愍王代以降つまり一四世紀後半に時期を絞り、国際環境の変動に留意しつつ、正朝・冬至・聖節に実施された国家儀礼の実態分析を深めることにしたい。

## 二 元・明交替期の外交儀礼 — 恭愍王代の場合 —

### 1、元衰退期の賀礼

恭愍王の在位年間（一三五―一七四年）のうち、名節の国家儀礼に関する記録を『高麗史』『高麗史節要』から抽出すれば、全八件を確認することができる（後掲史料E―KおよびN）。その内訳をみると正朝の記録が四件（史料E G I K）ともっとも多く、冬至の二件（史料J N）がこれに次ぎ、聖節（史料F）と千秋節（史料H）の記録がそれぞれ一件である。以下、時間軸に沿って恭愍王代に催された名節の賀礼の実態を明らかにしたい。

まずは恭愍王元年（一三五二）の記録がそれぞれ正朝と聖節に実施された国家儀礼の様子を伝える。

E 王率百官、賀正于行省、還宮、設宴、（『高麗史』卷三八、世家三八、恭愍王元年正月丙午朔条）

F 王将幸行省、賀聖節、院使奇轅欲並馬而語、王命衛士分衛前後、使不得近、（『高麗史節要』卷二六、恭愍王元年夏四月条）

一見してわかるように、いずれもキーワードは「行省」つまり征東行省である。正朝の史料Eの場合、「王、百官を率いて行省に賀正す。還宮して宴を設く」とあり、恭愍王は征東行省にて賀正礼を挙行していることから、祝賀の対象は元の順帝トゴンテムルと考えてよい。ほぼ同様の記録がすでに忠穆王元年（一二四五）正朝に記されており、管見の限り、高麗国王が征東行省にて正朝を祝ったのは忠穆王元年の記録を初見とする。おそらく、恭愍王は忠穆王代（一二四四―四八年）の先例を踏襲したのであろう。恭愍王が即位後はじめて迎えた正朝に、百官とともに開京の王宮ではなく西小門外の征東行省まで出駕して名節を祝ったところに注目したい。また、同年四月の史料Fによれば、恭愍王は聖節にもやはり征東行省まで行幸し、名節を祝賀しようとした。一ヶ月前の閏三月に恭愍王は文武官僚とともに順帝の「聖寿節を賀う表を拝す」る儀礼を執り行っており、これも対元外交儀礼の一環とみなしうる。『高麗史節要』の史料Fには「夏四月」と記されるにすぎないが、順帝は「延祐七年四月丙寅」生まれというから、この日は「夏四月己未（一七日）」であろう。しかし、史料Fの後半には順帝の第二皇后となった奇氏の一族との緊張関係を伝える記録<sup>(86)</sup>がつづき、結局のところ恭愍王が征東行省にて聖節を祝う儀礼を実施できたものか、判然としない。ただ、史料E Fのいずれにも対元儀礼終了後に百官が高麗国王に対して朝賀礼を実施した、とは記されていない。あくまで高麗国王が正朝・聖節を祝う対象は元の皇帝である。そして儀礼の舞台となったのは

王宮でも寺院でもなく、征東行省であった。

ところが、恭愍王六年正朝以後、同一一年一〇月までの記録（史料G-J）をみると、恭愍王元年の二件の史料E・Fとは明らかに性格が異なる。これら四件の史料には征東行省との関わりを示す記録がないからである。まず、恭愍王六年正朝の場合、『高麗史』世家には「朝賀を放ち、群臣を宴す」とあるから、このとき恭愍王は正朝を祝う儀礼の舞台には出御せず、ただ行礼後に群臣をもてなす宴を開いた。周知のとおり、恭愍王は前年五月より反元運動（たとえば、元の年号「至正」の停止）を展開しており、積極的に征東行省において賀正礼を実施する必要はなかったであろう。当日の記録は『高麗史』世家ではなく、むしろ前節で言及した『高麗史』礼志に詳しい。

G 百官備礼服、欲陳賀、命停賀、宴宗室・公侯・宰樞及耆老、侍臣皆以戎服入侍、（『高麗史』卷六七、礼志九、嘉礼、元正冬至上国聖寿節望闕賀儀、恭愍王六年正月丙子朔条）

この史料G（前掲史料⑤に同じ）によると、高麗政府の百官は礼服に身をつつんで恭愍王に正朝を祝う朝賀礼を実施しようとしたが、「命じて賀を停めしむ」とある。史料Gを『高麗史』世家にみえる「朝賀を放つ」との記録と整合的に解釈すれば、恭愍王が正朝の朝賀礼の停止を百官に命じたため、やむなく彼らは高麗国王が王宮の正殿に不在のまま朝賀礼を略式で実施したのである。その後の宴には宗室のほか最高級官僚が参席し、またエリート官僚として将来を嘱望された侍臣は戎服（戎衣、軍服の一種）にて宴席に連なったようである。

とはいえ、恭愍王は反元運動を展開しつつも高麗政府に染みつ

いたモンゴル色をそう簡単に一掃することはできなかった。つまり、恭愍王を頂点とする高麗政府は元との事大関係を完全に断ち切っていたわけではない。こうした状況を国家儀礼的な側面で端的に示す事例が、次に掲げる恭愍王八年十一月の記録である。

H 賀太子千秋節、宴群臣、時與元雖不相通、不欲遽廢也、（『高麗史』卷三九、世家三九、恭愍王八年十一月癸丑〔二四日〕条）

この史料Hの冒頭に「太子の千秋節を祝い、群臣を宴す」とあるように、恭愍王は高麗から遙か元帝室の千秋節を祝い、そして正朝・聖節の場合と同様に群臣をもてなす宴を設けた。この場合の「太子」は高麗の王世子ではなく、元の皇太子を指す。これにつづけて史料Hには、「時に元と相通せずと雖も、遽かに廢するを欲せざればなり」とあるからである。すでに北村秀人氏が「恭愍王にとって、国内では自己の勢力の確立・安定の為に元との事大関係を持続していくことが必要だった」と指摘したように、高麗の国家儀礼、なканずく外交儀礼に関しては恭愍王も急進的な改革を押し進めることは困難であったに相違ない。しかしながら、元支配下にあった高麗国王が王都開京にて元帝室の千秋節を祝った記録は管見の限り、この史料Hが初見であり、そして唯一である。恭愍王はこれ以後、千秋節のみならず元帝の聖節を開京にて祝うこともなかった。対外政策として元に聖節使・千秋節使を派遣することはあっても、高麗国内で国王が群臣とともに聖節・千秋節を祝うことはなかったのである。この点は強調されてよいだろう。

実際に、これ以後に『高麗史』世家にあらわれる賀礼関連史料

は聖節・千秋節の国家儀礼ではなく、正朝と冬至に関する記録である。

I 王在福州、賀正、(『高麗史』卷四〇、世家四〇、恭愍王一一年春正月戊申朔条)

J 命停八閔・冬至賀、(同書卷四〇、世家四〇、恭愍王一一年一〇月庚寅〔一九日〕条)

恭愍王一一年の二件の史料I・Jにはいずれも元との関係を示す表現はない。当時、一〇万余の紅巾軍が鴨緑江を越えて侵攻したため、恭愍王は王都開京から福州(慶尚道安東)へ避難していた。<sup>90</sup>この戦乱が国家儀礼の挙行に影響をおよぼしたことは想像に難くない。恭愍王一一年の正朝こそ避難先の福州で賀正礼を実施した(史料I)ものの、同年冬至の朝賀礼は八閔会とともに停止に追い込まれた(史料J)。<sup>91</sup>本来、八閔会の開催期日は十一月望日と固定されている<sup>92</sup>ことから、この記録は八閔会と冬至の朝賀礼を停止するよう事前に通達したものであろう。さらにこの年は前節で検討したように、正朝と冬至の賀礼のみならず、諸道ならびに百官が恭愍王の誕生日を祝う進上礼も中止となっている(前掲史料⑥⑦)。当時は紅巾軍の侵攻による国土荒廢のゆえ慶祝行事は節約につとめ、全国の農作業を優先させたのであろう。だが、こうした非常時にあっても恭愍王は九月に賀正使と賀千秋節使を、そして一二月には賀聖節使を元に派遣しており、<sup>93</sup>対外的な儀礼は遂行している。周知のように、紅巾軍と倭寇の侵入という外患の排除、ならびに反恭愍王的な動きの阻止を目的として恭愍王一〇年には元との関係を改善すべく征東行省が拡充・整備された。<sup>94</sup>恭愍王が内憂外患という非常時にありながら元に賀正使・賀千秋節使・

賀聖節使を派遣したことも、これと同じ文脈で理解できよう。つまり、辺境の防備と国内政治の安定のためには元との関係を保つ必要があったのである。また、征東行省の主体はあくまで高麗側にあつたため、これ以後に正朝・冬至の国家儀礼が実施されたとしても、記録上には元との関係、つまり征東行省との関わりをことさらに示す必要もなかったのではないかと考えられる。

なお、恭愍王一二年以後五年間は名節の国家儀礼に関連する記録はない。その間、恭愍王一三年正朝の記録には「崔濡、元兵一<sup>95</sup>万を以て徳興君を奉じ、鴨緑江を渡りて義州を囲む」とあり、この年は正朝の国家儀礼を実施する状況になかったと考えられる。順帝の皇后奇氏が恭愍王を廢して徳興君(忠宣王の庶子。恭愍王の叔父)を王位に即かせようとした政情不安定な時期にあつており、この年一〇月に恭愍王が復位するまでの期間に限っては元と直接関わる儀礼は一切実施されなかったであろう。<sup>96</sup>

## 2、対明遥拝儀礼の創出

さて、恭愍王一一年以後、高麗の正史に名節の国家儀礼に関する記録が登場するのは、次の史料である。

K 放朝賀、(『高麗史』卷四一、世家四一、恭愍王一十七年春正月壬申朔条)

恭愍王一十七年(一三六八)正朝の史料Kには「朝賀を放つ」とあるのみで、その理由はいまのところ不明とせざるをえない。恭愍王代の「放朝賀」の記録は治世二七年間のうち、恭愍王六年正朝の記録<sup>97</sup>とあわせても二件にすぎず、後述する辛禡王代の朝賀礼のあり方とは対照的である。しかし、われわれが留意すべきは、

この年が東アジア世界の変動期にあたることであろう。恭愍王一七年九月に元帝が朱元璋（太祖洪武帝）の勢力に押されて北方の上都（いまの内モンゴル自治区ドロンノール）に逃れたとの情報を入手するや、恭愍王は百官を招集して使節を明に派遣すべきか否かについて論議をかさねた<sup>(98)</sup>。高麗政府内の具体的な論議の内容は伝わらないものの、翌一八年四月末に恭愍王は百官を率いて明からの招諭使節を開京の崇仁門（外城の東大門）外に出迎えており<sup>(99)</sup>、これが論議の帰結するところであったに相違ない。同年五月に高麗政府はついに元の年号「至正」を停止し、その三日後には洪武帝の登極を祝賀する使節を金陵（南京）に送った<sup>(100)</sup>。表文（臣下から皇帝へ差し出す外交文書）を作成したのは高麗末期の性理学者として名高い李穡であり、彼はモンゴル族・漢族といった種族ではなく、むしろ形勢（軍事力を含めた当時の情勢）・文化を重視する華夷論を展開していた<sup>(101)</sup>。そして同年八月に高麗政府は三種の使節を明に向けて派遣するにいたる。

し遣総部尚書成准得如京師、賀聖節、大將軍金甲兩賀皇太子千秋節、工部尚書張子温賀正、仍請賜本國朝賀儀注、（『高麗史』卷四一、世家四一、恭愍王一八年八月戊辰〔六日〕条）（傍線は筆者、以下同じ）

明に派遣された三種の使節とは、賀聖節使・賀千秋節使・賀正使であり、明帝に「本國朝賀儀注」の下賜を請う目的も兼ねていた<sup>(102)</sup>。当時、高麗政府が国家儀礼の復興を志向していたことが窺える<sup>(103)</sup>。こうして恭愍王一九年（一三七〇）五月に恭愍王を「高麗王」に冊封する明使が到着し、賀聖節使成准得も明帝より冕服・楽器・書籍のほか洪武三年（一三七〇）の大統曆を賜って帰国し

た<sup>(104)</sup>。ついで同年六月には賀正使として派遣されていた張子温が帝都南京より王都開京に戻る。

M張子温還自京師、帝賜本國朝賀儀注一冊及金龍紵絲・紅熟裏絹各二匹、（『高麗史』卷四二、世家四二、恭愍王一九年六月甲戌〔一七日〕条）

張子温は明帝より「本國朝賀儀注一冊」と紵糸（ちよし 緞子）など高級絹織物を賜り、翌七月には高麗ではじめて「洪武」の年号を用いることになる<sup>(105)</sup>。ここに高麗は明帝を中心とする東アジアの国際環境、すなわち冊封体制に参入する意思を表明したのである。このとき遣明使節が「本國朝賀儀注一冊」のほか冕服・楽器・大統曆を獲得して帰国したことは、その後の高麗における儀礼制度を大きく転換させた。すでに前節で引用したように、これより二年後の恭愍王二一年冬至に高麗国王と百官が対明遥拝儀礼を実施した記録が『高麗史』礼志に残るからである。

N冬至、王具冕服、率百官、向闕拜賀、山呼万歳、後百官又行本朝賀礼、（『高麗史』卷六七、礼志九、嘉礼、元正冬至上國聖壽節望闕賀儀、恭愍王二一年一月丁巳〔一四日〕条）

史料N（前掲史料⑧に同じ）の前半部にみえるごとく、この年の冬至には百官による朝賀礼に先立って高麗国王が冕服に身をついで百官を率い、「闕に向かいて拜賀」したのち万歳を山呼した。恭愍王を頂点とする高麗政府は一同、明の宮闕を遥拝して冬至を祝ったのである。実際に、『高麗史』礼志の当該儀注には「万歳と山呼し、万歳と山呼し、再び万万歳と山呼す」とあり（後掲【表】の③④、参照）、この万歳三唱が対明遥拝儀礼のクライマックスを構成する。管見の限り、高麗国王が百官を率いて対

明遥拝儀礼を実施したのはこの恭愍王二十一年冬至の史料Nを初見とする。そして、高麗国王が洪武帝より下賜された冕服を身にまとい行札したのも、やはりこの史料Nが初見である。高麗国王を頂点とする王権儀礼を実施するにはまず正確な暦日（大統曆）を把握する必要があり、明制の冠服（冕服）を着用することは王権を視覚化し、また莊嚴化するにはこのうえない演出効果があったに相違ない。冕服は高麗王権のレガリアであり、王権の所在を百官の前で顕示する役割を果たしたことであろう。

### 3、「蕃国の礼」と東アジア

問題となるのは、高麗国王の要請に応じて明帝より下賜された「本国朝賀儀注一冊」そのものの具体的な内容であろう。残念ながら、史料Mに対応する明側の記録には張子温が獲得した「本国朝賀儀注一冊」に関する記録はない。とはいえ、前年八月に賀正使・賀千秋節使・賀正使を派遣するとともに明帝に「本国朝賀儀注」の下賜を請うた（史料L）のであれば、史料Mにいうこの儀注一冊は正朝・冬至・聖節に明の宮闕で催される朝会儀礼に高麗使節が高麗国王の代理人として参列する際の手順を記した儀注であった、との推論がまず成り立つ。そうではなく、その名が示すとおりこの一冊は高麗の王宮で群臣が名節を祝う朝賀礼の儀注であった、との推測もまた可能であろう。しかし、前後関係から推せば、このとき高麗の王宮では「本国朝賀儀注一冊」（史料M）に記された行札手順をモデルとして冬至の大明遥拝儀礼が実施された（史料N）ではあるまいか。そして、『高麗史』礼志に収録された「元正冬至上国聖寿節闕賀儀」も恭愍王十九年に下賜

された「本国朝賀儀注一冊」をもとに制定されたものであろう。というのも、万曆一五年（一五八七）に成立した明の総合行政法典である『大明会典』は、「蕃国の礼」として六種の儀注を収録する。

〔洪武二年定〕蕃王來朝儀、蕃國遣使進表儀、聖節正旦冬至蕃國望闕慶祝儀

〔洪武三年定〕蕃國受印物儀

〔洪武一八年定〕蕃使朝貢儀、蕃國迎詔儀

これらの「蕃国の礼」は、中華帝国の礼の規制が四夷（東夷・南蛮・西戎・北狄）における外交儀礼のあり方まで規制したことを物語る。おそらく、唐の最盛期に成立した『大唐開元礼』が示す東アジア世界の外交秩序・ルール（外交形式）を踏襲したものである。すでに朱元璋は、高麗・安南（ヴェトナム）・占城（チャンパ）が明に入貢した洪武二年（恭愍王一八年、一三六九）九月に謁見儀礼である「蕃王朝貢の礼」を定め、周辺諸国とのあいだに礼的秩序を構築していた。このとき定められた「蕃王朝貢の礼」のひとつが「蕃国は正旦・冬至・聖節に遇たり皆な闕を望みて行札す」と銘打った儀注である。明を天下の中央とする華夷思想からすれば、東夷の高麗は「蕃国」であり、高麗国王は「蕃王」であって、その使者（たとえば賀正使）は「蕃使」となる。『大明会典』所収の「蕃国の礼」のうち、洪武二年に制定された「聖節正旦冬至蕃國望闕慶祝儀」の内容は、『高麗史』礼志所収の「元正冬至上国聖寿節闕賀儀」の行札手順とほぼ一致する。その原型は、洪武三年成立の『大明集礼』（のち嘉靖九年（一五三〇）に増補。明代の礼制テキスト）に収録された「蕃国



正旦冬至聖壽率衆望闕行禮儀注<sup>(12)</sup>」であろう。

【表】に示したとおり、『高麗史』礼志所収の望闕礼の儀註を整理すれば、

- (1) 望闕礼の準備 (①闕庭の設営、②拝位の設営)
  - (2) 望闕礼当日の人員配置 (①儀仗隊・官僚の待機と宮廷管弦楽団の配置、②儀礼進行者の入場、③国王・官僚の入場)
  - (3) 望闕礼の挙行 (①四拝礼、②三上香、③再度の四拝礼、④万歳三唱、⑤最後の四拝礼)
  - (4) 望闕礼の終了宣言
- (附則) 明使来朝の場合

となり、『大明集礼』所収の望闕礼の行礼手順・記述様式と酷似することは一目瞭然である(次頁の表参照)。したがって、恭愍王二十一年冬至に高麗で創出された対明遥拝儀礼が明との冊封体制を背景に、明の礼制を受容して制定・運用されたことは疑いあるまい。明の冊封体制下にあった琉球では、正朝と冬至に琉球国王が首里城にて中国皇帝の長寿を祈願する最大規模の王府儀礼(朝拝)が実施されたというが、おそらくこの朝拝も「蕃国の礼」である「聖節正旦冬至蕃国望闕慶祝儀」を受容して実践したものであると筆者は考える。

つまり、明の洪武帝が構想する東アジア世界では理念上、冊封体制に参入した高麗・琉球はもちろんのこと、四夷のくにぐには毎年正朝・冬至・聖節にそれぞれの王都で対明遥拝儀礼を実施していたことになる。さらにいえば、のち一四〇二年に明の冊封を受諾する第三代室町將軍足利義満も、明帝を中心とする冊封の論

理ないしは華夷秩序を理解していれば、東夷の「日本国王」として「蕃国の礼」である対明遥拝儀礼を実施しなければならなかったはずである。

また、このとき高麗ではじめて実施された冬至の国家儀礼を彷彿させる規定が、鄭道伝の『朝鮮経国典』(朝鮮太祖三年。「三峯集」所収)に次のごとくみえる。

国家朝会、冬至・正朝・聖節、則率群臣、向闕行礼、及接詔受賜之儀、一依朝廷頒降儀注為之、礼訖、坐正殿、受群臣朝、誕節則行慶壽之礼、如冬至・正朝之儀、謂之三大朝会、(後略)『朝鮮経国典』上、礼典、朝会条)

周知のように、李穡門下の鄭道伝は高麗末期・朝鮮初期の著名な政治家であり、種族・名分・義理を重視する華夷論を唱えた性理学者でもある。その鄭道伝が太祖李成桂に撰進した『朝鮮経国典』には、新王朝の国家理念のひとつとして三大朝会(冬至・正朝・聖節の朝会儀礼)のあり方が示されており、「冬至・正朝・聖節には則ち群臣を率い、闕に向かいて行礼す」との表現、そして「一に朝廷頒降の儀注に依り之を為す」とあるところに目がとまろう。つとに田川孝三氏は財政史の観点からこの朝会規定の性格に触れ、「李朝の冬至・正朝・聖節・千秋節及び詔勅迎接等に於ける朝儀は、明洪武礼制に依って行った。同時に明の制に倣い、冬至・正朝及び明国誕辰を以て三大朝会とし」と指摘した。しかしながら、明初の諸法令を集大成した『皇明制書』所収の『洪武礼制』との関連は認めがたい。なるほど、現存する『洪武礼制』は「進賀礼儀」と「出使礼儀」(迎接・出使人員随班次図を含む)を収録しており、「進賀礼儀」の冒頭には「天寿聖節・正旦・冬

【表】『高麗史』望闕賀儀と『大明集礼』望闕行礼儀の比較

	『高麗史』望闕賀儀	『大明集礼』望闕行礼儀
1①	前期。執事者、設闕庭於王宮正殿、南向、香燭案於闕庭之前。	是日。執事者、陳設闕庭于王宮正殿、南向、香燭案于闕庭之前。
②	王拜位於殿庭中、北向、及褥位於香案前。衆官拜位於王之南、每等異位重行、北向。司礼・司贊位於衆官拜位之北。司礼在西、司贊在東、俱相向。司香二人位於香案前、東西相向。	王拜位于殿庭中、北向、及褥位于香案前。衆官拜位于蕃王之南、每等異位重行、北向。司礼・司贊位于衆官拜位之北。司礼在西、司贊在東、俱相向。司香二人位于香案前、東西相向。
2①	是日。執事、陳甲士・軍仗・旗幟於王宮門之外。樂工、陳樂於拜位之南。引班引衆官、朝服入、齊班於王宮門外之東西。	是日。執事、陳甲士・軍仗・旗幟于王宮門之外。樂工、陳樂于拜位之南。引班引衆官、朝服入、齊班于王宮門外之東西。
②	司礼・司贊・司香、俱入就位。	司礼・司贊・司香、俱入就位。
③	引礼啓請、王於後殿、具冕服。引班引衆官入、立於殿庭之東西。引礼導王出。樂作。王、由西階詣拜位。樂止。引礼立於拜位之左右。引班引衆官入、就拜位。	引礼啓請、王于後殿、具冕服〔未賜者、服本國之服〕。引衆官入、立殿庭東西。引礼導王出〔樂作〕。王、由西階詣拜位〔樂止〕。引礼立于拜位之左右。引礼引衆官入、就拜位。
3①	司贊唱、四拜。樂作。王與衆官、皆四拜。樂止。	司贊唱、鞠躬・拜興・拜興・拜興・拜興・平身。王與衆官皆鞠躬〔樂作〕、拜興・拜興・拜興・拜興、平身〔樂止〕。
②	引礼導王、由東門入、樂作、至闕庭香案前拜位、樂止。引礼立於拜位之左右。引礼贊、跪。司贊唱跪。王與衆官、皆跪。引礼贊、三上香。司香以香跪、進於王之左。王、三上香。畢、引礼贊、俯伏・興・平身。司贊唱、俯伏・興・平身。王與衆官、皆俯伏、興、平身。引礼導王、由西門出、樂作、復位、樂止。	引礼導王、由東門入〔樂作〕、至闕庭香案前拜位〔樂止〕。引礼立于拜位之左右。引礼贊、跪。司贊唱跪。王與衆官、皆跪。引礼贊、上香・上香・三上香。司香以香跪、進于王之左。王、三上香。畢、引礼贊、俯伏・興・平身。司贊唱、俯伏・興・平身。王與衆官、皆俯伏、興、平身。引礼導王、由西門出〔樂作〕、復位〔樂止〕。
③	司贊唱、四拜。樂作。王與衆官、皆四拜。樂止。	司贊唱、鞠躬・拜興・拜興・拜興・拜興・平身。王與衆官、皆鞠躬〔樂作〕、拜興・拜興・拜興・拜興、平身〔樂止〕。
④	司贊唱、搯笏・鞠躬・三舞蹈・跪左脚、三叩頭、山呼万歳・山呼万歳・再山呼万万歳、出笏・俯伏・興。	司贊唱、搯笏・鞠躬・三舞蹈・跪、三拱手加額、山呼〔万歳〕・山呼〔万歳〕・再山呼〔万万歳〕、出笏・俯伏・興・平身。王與衆官、搯笏、鞠躬、三舞蹈、跪、三拱手加額、山呼〔万歳〕、山呼〔万歳〕、再山呼〔万万歳〕、出笏、俯伏、興、平身。
⑤	樂作。四拜、樂止。	司贊唱、鞠躬・拜興・拜興・拜興・拜興・平身。王與衆官皆鞠躬〔樂作〕、拜興・拜興・拜興・拜興、平身〔樂止〕。
4	司贊唱、礼畢。引礼啓、礼畢、引王出。引班引衆官、以次出。	司贊唱、礼畢。引礼啓、礼畢、引王出。引班引衆官、以次出。
附則	如有朝廷官、遇正朝・冬至・聖寿節出使、在國中者、常服先行礼、不在王與衆官行礼之列。	

\*典拠：『高麗史』卷六七、礼志九、嘉礼、元正冬至上國聖寿節望闕賀儀。『大明集礼』卷三〇、賓礼一、蕃王朝貢、蕃國正旦冬至聖寿率衆官望闕行礼儀注。

至に在京の文武百官は朝賀礼を行い、在外の衙門は期に先んじて  
 拝表（Ⅱ上表。祝辞をたてまつること）し、称え賀う」と定める。<sup>118</sup>  
 ところが、これは明の版図内にある文武官僚を対象とした朝賀礼  
 の儀註であつて、厳密には「蕃国の礼」に相当しない。おそらく、  
 鄭道伝が念頭に置いた名節の国家儀礼は恭愍王二十一年冬至に実施  
 された対明遥拝儀礼であり、その行礼手順は明帝より下賜された  
 「聖節正旦冬至蕃国望闕慶祝儀」にしたがつていたと考えられる。  
 鄭道伝はかつて辛禱一〇年（一三八四）に聖節使鄭夢周の書状官  
 として金陵に赴き、九月一八日の聖節を祝う大朝会に参席したこ  
 とがある。<sup>119</sup>紫禁城の正殿奉天殿に出御した洪武帝を前に、明の群  
 臣とともに万歳を三呼した経験も彼の脳裏にはあつたであろう。  
 同じく鄭道伝のいう「接詔受賜之儀」とは、洪武三年（恭愍王  
 一八年、一三七〇）制定の「蕃国受印物儀」ならびに洪武一八年  
 （辛禱一一年、一三八五）制定の「蕃国迎詔儀」であろう。<sup>120</sup>した  
 がって、「朝鮮経国典」礼典にいう「朝廷頒降儀註」とは明の洪  
 武年間に制定された六種の「蕃国の礼」を指すと考えられる。

では、恭愍王十九年にもたらされた「本國朝賀儀注一冊」とは  
 洪武二年制定の「聖節正旦冬至蕃国望闕慶祝儀」のみを指すので  
 あるうか。おそらく、洪武帝より下賜された「本國朝賀儀注一冊」  
 には「蕃国遣使進表儀」も含まれていたに相違ない。実際に遥拝  
 儀礼の挙行から二週間後の記録には、

○王以冕服拝謝恩表、還内、百官亦以朝服侍表、出門外拝送、  
 （『高麗史』卷六七、礼志九、嘉礼、進大明表箋儀、恭愍王  
 二十一年一月辛未（二八日）条）

とあり、恭愍王は冬至の遥拝儀礼のみならず、拝表の儀礼に際し

でも冕服を着用した。洪武帝が恭愍王に下賜した冕服は明の皇太  
 子の冠服とほぼ同等であつて、国王が正朝・冬至・聖節の対明遥  
 拝儀礼のほか拝表儀礼の際にも冕服を着用することは、のち朝鮮  
 初期の礼制にも踏襲される。<sup>121</sup>拝表の儀礼が高麗ではじめて実施さ  
 れたのは元干渉期の忠烈王二十八年（一三〇二）であるが、史料〇  
 にみた恭愍王二十一年一月の拝表儀礼は、明が「蕃国の礼」とし  
 て洪武二年に制定した「蕃国遣使進表儀」にのつとつて挙行され  
 たとみて大過あるまい。当該儀註には「王は冕服を具え、衆官は  
 朝服を具う」とあり、成立年代とその行礼内容がほぼ一致するか  
 らである。よつて、恭愍王十九年に獲得した「本國朝賀儀注一冊」  
 とは、少なくとも洪武二年制定の「聖節正旦冬至蕃国望闕慶祝儀」  
 と「蕃国遣使進表儀」の二種（洪武二年制定・同一八年更定の  
 「蕃使朝貢儀」を加えると三種）を含む「蕃国の礼」であつた、  
 と考えられる。<sup>122</sup>恭愍王二十一年の史料NOは、明の洪武帝が示した  
 東アジアの国際ルールを受容・実践した事例として注目すべきで  
 ある。

こうしてみると、洪武帝即位から二年後の恭愍王十九年六月に  
 高麗が明帝より「蕃国の礼」である「本國朝賀儀注一冊」を獲得  
 した意義は、すこぶる大きい。この儀註を獲得したのち、恭愍王  
 二十一年冬至には高麗国王が明の宮闕を遥拝する国家儀礼をはじめ  
 て執り行い、やがてこの遥拝儀礼が王朝交替後の朝鮮国王による  
 定例の国事行為として継承されるからである。つまり、朝鮮王朝  
 開創直後に当時の王都開城で実施された対明遥拝儀礼の原型は、  
 高麗恭愍王二十一年の冬至に求めることができる。朝鮮中世におけ  
 る対明遥拝儀礼の創出、と表現することも可能であろう。

ところが、これより二年後の一三七四年九月に事態は急変した。ここで節をあらためる。

### 三 国家儀礼の停滞 — 辛禰王代の場合 —

#### 1、幼王即位後の朝会儀礼

反元運動と親明外交政策を展開した恭愍王は一三七四年九月に臣下の崔万生・洪倫によって殺害され、親元派の代表格であった李仁任が辛禰を高麗国王に擁立した。辛禰王の在位年間（一三七四～八八年）のうち、名節の国家儀礼に関する『高麗史』の記録はわずか五件（後掲史料P Q T U V）にすぎない。まずは前半期の二件の史料を以下に列記する。

P 放朝賀、〔高麗史〕卷一三四、列伝四七、辛禰六年正月癸巳朔条)

Q 放朝賀、禍敗于東郊、又登殿屋上、(同書同卷、同七年正月丁亥朔条)

これら二件の史料P Qにはいずれも「朝賀を放つ」とある。この表現が、朝鮮初期の実録記事に散見する「権停礼」と類似する儀礼形態であったことについてはすでに述べた。辛禰六年（一三八〇）の史料Pの場合、正朝に「朝賀を放つ」に至った事情についてはまったく記されていないが、翌年の史料Qには「禍、東郊に敗し、又た殿屋の上に登る」とあることから、当時は正朝の国家儀礼が実施できるような状況になかったものと推測される。史料Pの直後に明徳太后洪氏（恭愍王の生母）が死去し、「君の挙は必ず書せらるれば、数しば出でて遊観すべからず」との遺言に

もかかわらず辛禰王が放蕩に耽ったことはよく知られている。高麗国王が郊外へ狩りに出掛けたことはともかく、「殿屋の上に登る」との記録が物語るように、わずか一〇歳で即位した幼王の行動にはやや奇怪に映る点もみうけられる。思いあぐねた高麗政府の宰相は「禰の狂妄なること日に甚だしく、人為に似ざるを以て」、亡き恭愍王の真殿（惠明殿）と陵墓（玄陵）にて祈祷を実施したほどである。むしろ、幼王即位後五年間の正朝に関する記録は『高麗史』『高麗史節要』にはなく、また彼一代の編年史料が『高麗史』世家ではなく列伝に編まれている点には充分注意を払うべきであろう。それゆえ、辛禰王の即位後五年間に正朝の朝賀礼とこれに先立つ対明遥拝儀礼がはたして実施されたのか否か、にわかに判断することはできない。しかしながらその間、高麗から明へは亡き恭愍王の諡号と新国王の承認を要請する使節のほか、賀聖節使・賀正使が派遣されており、李仁任による政権掌握は対明関係の断絶を意味するものではなかった。

さきの史料P Qにみたとおり、二年連続して「放朝賀」の記録が『高麗史』列伝にあらわれるが、幼王の即位後はしばらく正朝の国家儀礼は実施されていなかったと考えられる。高麗政府が当時の国家儀礼の停滞を問題視していた形跡が窺えるからである。次に掲げる司憲府（御史台）の上奏文がその証左となる。

R 憲府上疏曰、朝会礼儀国之大事、近来凡諸朝会、每令停罷、及至上国使命迎送等不得已朝会、百官不知班次、乱行失序、朝班不肃、請自今、雨雪及大故外、一月兩衙、勿許放朝、禰納之、〔高麗史〕卷六七、礼志九、嘉礼、一月三朝儀、辛禰六年五月辛亥（二二日）条)

この『高麗史』礼志の史料Rによれば、司憲府はまず「朝会の礼儀は国の大事なり」と前置きしたうえで、近来たびたび朝会を停止させている辛禰王を諫めた。司憲府の監察御史（従六品）にはあらゆる祭祀・朝会を監督する権限が付与されており、たとえば正朝・冬至の朝賀礼には参列する百官の一員としてではなく、朝会を主管する行礼執事官の一員として加わっている。その司憲府の上奏文Rによれば、当時の慣例では「放朝」（群臣の朝参を免除すること）は「雨雪及び大故（＝大きな不幸、つまり国喪）」を例外として認められていない。にもかかわらず、たび重なる「放朝」の結果、北元あるいは明からの使節の送迎という、高麗政府にとっては重要な外交儀礼の場で「百官班次を知らざれば、行を乱して序を失し、朝班（＝朝会の席次）肅わず」との状況に陥っていたからである。おそらく、彼は「大雪及び大故」ではなく個人的な理由により正朝の国家儀礼の場であらわれなかったのであろう。これでは「国の大事」である王朝儀礼がないがしろになりかねない。そのうえ、北元と明の並立という当時の緊張した東アジア国際環境に高麗政府は対応できなくなる。王権の象徴である神聖にかつ厳格な儀礼の実施は、幼くして高麗国王に担ぎあげられた彼にとっては馴染まぬ政務であったのではないかと推測するほかない。そして辛禰王はこの場合は司憲府の諫言を受け入れた。

ところが、史料Rに類似する記録がその後も『高麗史』列伝にあらわれる。

S 禰敗于南郊、前日、崔瑩・李成林使人謂金実曰、先王之時、一月六衛日、今但二衛日、每不視朝、至使百官未知班次、明

日衛会、須啓視朝、実以告禰、不報、遂如龍德家宿焉、質明、百官皆会、禰自龍德家出、実自宮馳告、請必視朝、禰曰、宰相凶議国事良是、予猶有童心、遊戯無節、為可愧也、爾其持酒慰諭、実詣都堂、言之、諸相曰、雖未成朝礼、今聞上言、亦可為喜、（『高麗史』卷一三五、列伝四八、辛禰一〇年一月甲子朔条）

この日の早朝には定例の衛会（朝会）が予定されていたが、辛禰王は南郊に狩りに出掛けたまま王宮に戻ることはなかった。前日に宰相クラスの門下侍中崔瑩と守門下侍中李成林が「明日の衛会、須く啓して朝を視るべし」と伝えさせていたにもかかわらず、朔日の朝会が停止となってしまう。崔瑩らの不安は「先王（＝恭愍王）の時は一月六衛日なれども、今は但だ二衛日のみして毎に朝を視ず。百官をして未だ班次を知らざらしむるに至る」ことであつた。この史料Sはさきの史料Rにみた司憲府の諫言とほぼ似通った内容であり、いまだ毎月定例の朝会が改善されていなかったことを代弁する。これに対して辛禰王は「宰相、国事を凶議すれば是なり。予、猶お童心あれども、遊戯節なきは愧ずべきなり」と答え、都堂（都評議使司。高麗最高の政務機関）の諸相を安心させた。とはいえ、彼らの発言に「未だ朝礼を成さずと雖も、今上の言を聞くに、亦た喜と為すべし」とみえるごとく、月例の朝会に関してはなおも不安材料を残したままであつた。

これらの史料RSから判断する限り、辛禰王が朝会をはじめとする各種の国家儀礼に積極的な姿勢をみせていたとは考えられない。逆に際立つのが毎月六衛日の朝参を制度化した先代の恭愍王である。

## 2、対明遥拝儀礼の復活

ではその後、辛禰王代に正朝・冬至の国家儀礼は忠実に実施されたのであろうか。ひきつづき、『高麗史』にみえる名節の賀礼関連記録を追跡してみよう。後半期三件の史料を以下に掲げる。

T 黎明、禰自淑妃宮如盧英寿家、晩、還淑妃宮、行賀正礼、受群臣朝、還宿盧英寿家、(『高麗史』卷一三五、列伝四八、辛禰一一年正月条)

U 禰在李仁任第、仁任妻、進大爵曰、今日三元、謹上寿、禰進爵、仍戲曰、吾一則為孫、一則為婢壻、今乃对飲、得無失礼耶、乃冒処容仮面作戲、以悦之、(同書卷一三六、列伝四九、同一二年正月戊午条)

V 禰如寿昌宮、率百官賀帝正、仍宴高家奴・徐質、(同書同卷、列伝四九、同一三年正月壬子朔条)

まず、史料Tには「賀正の礼を行い、群臣の朝を受く」とある。一見、さきにみた司憲府の諫言(史料R)と都堂の上奏(史料S)を辛禰王が受け入れたかみえる。ところが、賀正礼を実施したのは「晩」である。朝賀礼の開始時刻に関して、『高麗史』礼志では「其の日、時刻に依り」と明確ではないが、八関会の小会の場合には「其の日、質明(晝夜明けがた)」にはじまる。制度上、正朝・冬至・聖節の朝賀礼は早朝ではなく日暮れ時に執り行う、との規定があったとは考えられない。そしてその舞台も前年の辛禰一〇年閏一〇月に完成したばかりの寿昌宮ではなく、淑妃宮となつている。この頃、辛禰王は婢出身の龍徳(一名、加也只。毅妃の宮女)を封じて淑妃として迎えており、「常には宮(淑妃宮)に在り、歌い舞いて夜を徹す」ほどであったという。のみな

らず、史料Tには「還りて盧英寿の家に宿る」とあるように、正朝の朝賀礼を終えて戻ったのは毅妃(もと王妃謹妃の宮女)の父である盧英寿の邸宅であった。

だが、この年辛禰一一年九月になると高麗と明は東アジア世界における国際関係上、一大転機を迎える。高麗政府が都合七度にわたって冊封を要請した結果、洪武帝はようやく辛禰王を高麗国王に冊封し、前王の敬孝王に「恭愍」との諡号を賜ったからである。このとき、洪武帝が高麗国王に対して「儀は本俗に従い、法は旧章を守らしむ」との詔書を伝えたことはよく知られている。では、洪武帝による冊封は、その後の高麗における国家儀礼、なかんずく正朝の儀礼にいかなる影響をおよぼしたのであろうか。

翌年の史料Uの場合、辛禰王が正朝を過ごしたのは王妃の宮殿でも岳父の邸宅でもなく、彼を高麗国王に擁立した李仁任の邸宅である。史料Uの冒頭には「李仁任の第に在り」とあって、「李仁任の第に如く」とは記されていない。それゆえ、辛禰王が王宮にて正朝の国家儀礼をとどこおりなく済ませたあと、李仁任の邸宅に出向いたとは考えにくい。この日、彼は三元(正月元日)の名節を寿ぐ李仁任の妻の杯を受け、仮面をつけて戯れていた。記録上、多少の誇張はあったにせよ、高麗政府の群臣が国王に対して正朝の朝賀礼を実施するどころではなかったであろう。

これに対して、最後の史料Vはこれまでに検討した朝賀礼関連の史料PQTUとはまったく異なる。辛禰王は即位以来、はじめ「寿昌宮に如き、百官を率いて帝正を賀う」とある。「賀帝正」との記録のあり方に注目したい。「帝正」とは明の皇帝を迎える正朝を意味するが、その初見が辛禰一三年正朝の史料Vである。

彼がこれまでの態度を急変させて正朝の国家儀礼をうやうやしく実施した事情は、「仍りて高家奴・徐質を宴す」との記録と関わるのではなからうか。正朝には通常、国王は群臣をもてなす宴を開くが、ここにみえる高家奴と徐質のふたりは高麗政府の高級官僚ではない。前年一二月に明から高麗へ派遣された使節である。

洪武帝が彼らを派遣した第一の目的は、「己亥年（一三三五年、恭愍王八）に寇を避けて東来せる瀋陽の軍民四万余戸を刷す」とにであった。<sup>149</sup>つまり、紅巾軍による兵禍を避けて朝鮮半島に逃亡してきた軍民の刷還（本国に連れ返すこと）を高麗国王に要請してきたのである。第二の目的は、高麗の各官に命じて馬匹を遼陽に送り、その代価を受けよ、とのいわゆる馬匹和買の命であり、最終的な目的は明の北元征討にあった。<sup>150</sup>明使が王都開京に滞在している以上、高麗国王としては「帝正」を祝賀する正朝の国家儀礼を実施するのは当然であろう。正朝に高麗の王宮で執り行われる対明遥拝儀礼は、事大政策を標榜する高麗国王にとっては外交儀礼を意味するからである。さらに、礼制の面でも『高麗史』礼志には明使の来朝を想定した次のごとき規定がある。

W（前略）如有朝廷官遇正朝・冬至・聖寿節出使、在国中者、常服先行礼、不在王與衆官行礼之列、（『高麗史』卷六七、礼志九、嘉礼、元正冬至上国聖寿節望闕賀儀条）

この史料Wは「元正冬至上国聖寿節望闕賀儀」の末尾に記された規定であり（【表】の附則、参照）、『大明集礼』と『大明会典』が定める「蕃国の礼」にはない。おそらく、高麗側が定めた対明遥拝儀礼に関する例外措置であろう。これによると、もし正朝・冬至・聖節にちょうど明使が高麗国内に滞在中であれば、まず明

使が常服のまま拝礼し、高麗国王と百官が実施する遥拝儀礼には参列しない、とある。あくまで礼制上の規定ではあるが、おそらく高家奴と徐質の一行は明帝のために正朝の儀礼を事前に実施したことであろう。そのため、辛禡王はこの年正朝の国家儀礼を「放朝賀」の形式で簡略に済ますことはまず無理であったと考えられる。もちろん、好きな狩りに出掛けることも、腹心の官僚の邸宅でくつろぐこともできなかったであろう。

明使の高家奴ら一行は翌二月に帰国し、高麗政府は刷還問題に対する陳情のために偁長寿を明へ派遣した。通常、明へ使節を派遣する際には国王が百官を率いて拝表の儀礼を執り行う（史料O）が、辛禡王は東江（京畿長湍）にある李仁任の別荘にいたため、李成林の進言により百官が拝表の儀礼を代行した。<sup>151</sup>辛禡王は対明儀礼にはさほど積極的ではなかったようである。その後の高麗政府の動向はここに述べるまでもなからう。翌一三八八年正月、辛禡王は崔瑩と謀って李仁任を追放し、その辛禡王も李成桂が崔瑩による遼東攻撃に反対して政権を掌握する（同年五月、威化島の回軍）と廢位に追い込まれた（同年六月）。

以上、辛禡王代に実施された名節の国家儀礼の実態について、当時の東アジア国際環境、具体的には北元・明との二重外交に留意しつつ追究した。その結果、次のような事実が判明した。彼の即位後一〇年間は正朝の朝賀礼を「放朝賀」つまり権停礼の形式で簡略化させただけでなく、毎月六度の朝会を二度に短縮していた。そのため、百官は王宮内での班次を知らずに序列を乱す事態となり、司憲府の諫言を受けるほどであった。恭愍王二十一年（一三七二）冬至に高麗ではじめて実施された対明遥拝儀礼（史料N）

が復活したのは、一五年後の辛禰一三年（一三八七）正朝である。もちろん、その背景には洪武帝による辛禰王の冊封がある。『高麗史』列伝には「百官を率いて帝正を賀う」とある（史料V）が、この記録のあり方は朝鮮建国草創期の実録記事に散見する正朝と冬至の典型的な儀礼パターンである。一五年の空白は、その間の高麗政府が北元と明との外交政策で揺れ動いていたことを物語る。

なお、短命な辛昌王代（一三八八―八九年）の場合、名節の賀礼に関する記録は『高麗史』『高麗史節要』には存在しない。朝会関連の記録としては、辛昌王元年（一三八九）三月に「礼曹、朝会に楽を用いんことを請う。之に従う」とあり、朝会に際して宮廷管弦楽が奏せられるようになったことを伝えるにすぎない。

#### 四 恭讓王代の対明遥拝儀礼

一三八九年一月一日、李成桂らの推戴により定昌君王瑤が王都開京の寿昌宮にて即位し、その翌日には寿昌宮の正殿にて百官の朝賀礼を受けた。<sup>(10)</sup>これが高麗王朝最後の国王恭讓王（位一三八九―九二年）である。その一〇日後に恭讓王はさっそく明の洪武帝へ即位を報告すべく使節を派遣したが、奇しくもその日は冬至にあたっていた。

X 遣順安君昉・同知密直司事趙胖如京師、告即位、奏曰、高麗国定昌府院君臣王瑤謹奏、（中略）是日冬至、王率百官、向闕遥賀、（『高麗史』卷四五、世家四五、恭讓王元年一月庚寅〔二六日〕条）

この史料Xの末尾に「王、百官を率い、闕に向かいて遥賀す」

とあるところに目がとまる。恭讓王は即位後はじめての冬至を迎え、高麗の王宮より明の宮闕を遥拝した。高麗国王は「闕に向かいて遥賀す」ることによって明の皇帝に恭順の意を表明し、あわせて高麗の文武百官にも君臣間の義理を再確認させたのであろう。翌年正朝の記録は簡略ながらも、高麗最末期における対明遥拝儀礼のあり方を端的に伝える。

Y 王率群臣、遥賀帝正、仍御正殿、受中外朝賀、宴群臣、（『高麗史』卷四五、世家四五、恭讓王二年正月乙丑朔条）

史料Yによれば、正朝の国家儀礼は三部構成であったと考えてよい。まず、「王、群臣を率い、帝正を遥賀す」とあるように、高麗国王が百官を率いて対明遥拝儀礼を挙行する。儀礼の舞台は開京の寿昌宮とみてもまずまちがいない。ついで国王は「正殿に御して中外の朝賀を受け」たとあるが、これも舞台となったのは寿昌宮であろう。そして最後に「群臣を宴す」とみえるごとく、恭讓王は百官をもてなし、王朝国家をあげて盛大に正朝を祝った。この『高麗史』世家の史料Yは、恭讓王二年正朝の国家儀礼が対明遥拝儀礼↓朝賀礼↓賜宴の順に執り行われたことを簡潔に記録している。そしてこの一連の国家儀礼がのちの朝鮮王朝初期になると、正朝・冬至・聖節の国事行為として定着することになる。明けて恭讓王三年正朝の場合、『高麗史』世家には「群臣を宴す」との記録が残るにすぎない。<sup>(11)</sup>というのも、恭讓王は前年九月に開京から漢陽（南京）に遷都している。<sup>(12)</sup>遷都の目的は開京の地徳を休め、災変を避けることにあり、一時的に宮闕を出る遷幸であった。<sup>(13)</sup>それゆえ、この年正朝に恭讓王が群臣のために宴を設けたのは開京ではなく、漢陽である。<sup>(14)</sup>ただし、この年正朝の「群臣



を宴す」との記録をいかに解釈すべきか、つまりこのとき恭讓王は対明遥拝儀礼と朝賀礼を実施したのか否かについては、にわかには判断しがたい。恭讓王は王都開京ではなく遷都先の漢陽にいたため、本来は王宮で催すべき対明遥拝儀礼を停止せざるをえなかったものと思われる。

では最後に、恭讓王四年正朝の記録をみてみよう。二年前の正朝の記録と酷似する国家儀礼が開京にて執り行われたことは、一目瞭然である。

Z 王率群臣、賀帝正于寿昌宮、宴使臣及群臣、夜分乃罷、

〔高麗史〕卷四六、世家四六、恭讓王四年正月癸未朔条)

史料Zの前半には「王、群臣を率い、帝正を寿昌宮に賀う」とある。「帝正」の用語は前掲史料V Yについて二度目であり、ここで解説を繰り返すまでもなからう。このとき李成桂は、「群臣」のひとりとして対明遥拝儀礼に参列していたに相違ない。さらに、「賀帝正」との記録のあり方に注目したい。李成桂は同年七月に「易姓革命」によって朝鮮王朝を開創し、朝鮮半島のあらたな覇者となる。そして彼が朝鮮国王としてはじめての正朝を迎えた太祖二年(一三九三)の実録記事に、「上、群臣を率いて帝正を賀う」とあるからである。高麗から朝鮮への王朝交替後、太祖李成桂が正朝の国家儀礼を実施するにあたり、高麗最末期にあたる恭讓王代の国家儀礼の手順を踏襲したことは疑いない。史料Zの後半には「使臣及び群臣を宴し、夜分に乃ち罷む」とあるが、この日の『高麗史節要』は寿昌宮で催された宴席のみを記録する。このとき恭讓王が寿昌宮にてもてなした「使臣」とは、明帝が前年一二月に派遣した康完者篤(宦官・元人)の一行である。彼らは

王氏の末裔である定昌君王瑤が高麗国王として即位したことをねぎらうべく派遣され、また高麗王氏による政務を実地に視察することを兼ねていた。明使来朝を想定した『高麗史』礼志の史料Wを念頭に置けば、このとき康完者篤の一行は高麗国王に先立って明帝のために正朝の儀礼を実施したものと推測される。ついで恭讓王が遥拝儀礼を執り行い、高麗の群臣とともに事大の礼を尽くす姿を明使の前でアピールしたことであろう。

恭讓王の在位期間は実質二年あまりにすぎないが、その間に恭讓王は冬至に一回と正朝に二回の都合三回は、明の宮闕を遥拝する国家儀礼を王都開京の寿昌宮にて忠実に実施している(史料X Y Z)。さきに検討した在位一四年の辛禡王代に、対明遥拝儀礼を実施した事例がわずか一件にすぎなかった(史料V)ことは対照的である。このことは、高麗では恭愍王二十一年冬至に対明遥拝儀礼が創出された(史料N)とはいえ、この国家儀礼が高麗国王による定例の国事行為として定着したのは高麗最末期の恭讓王代であったことを意味する。同時に、『高麗史』の編纂原則に「圓丘・籍田・燃燈・八閔等の如き常事は初見を書し、以て其の例を著す。若し親行すれば則ち必ず書す」とあっても、対明遥拝儀礼の主宰者がほかならぬ国王であるため、「常のまつりごと」とはいえ「必ず書す」べき性格を帯びた国家儀礼であったと考えられる。

また、恭讓王四年の史料Zにみえる「使臣」に関連して判明したことは、これまでに検討してきた高麗末期の正朝・冬至の朝賀礼に中国東北部あるいは日本列島からの使臣・商人が参列した形跡がないことである。かつて奥村周司氏は、高麗が宋商人・日本

商人のほか女真・耽羅（いまの済州島）からの使者を包摂しようとした「八関会的秩序」を提唱したが、正朝・冬至の朝賀礼とその後の元会儀の場合、異域からの使節の参列に関する規定は高麗の礼制にはない<sup>(10)</sup>。ところが、王朝交替後の朝鮮初期になると、名節の朝賀礼と会礼宴には日本・女真そして琉球からのさまざまな通交者が参席する。朝鮮初期の朝賀礼と会礼宴は、王権が文武百官のみならず外来客までもみずからの支配秩序のなかに取り込もうとする表象儀礼であった。むしろ、高麗時代の史料の制約性には慎重を期すべきであろうが、外国使節の朝賀に象徴される「八関会的秩序」は高麗から朝鮮への王朝交替後、正朝・冬至の朝賀礼へとシフトしたのではなからうか。つまり、高麗知識人の華夷意識ないし「小中華意識」は、のち一五世紀朝鮮の王宮で催された正朝・冬至の朝賀礼とその後の会礼宴に異域からの通交者を参席させることにより充足させられたのではないかと考えられる。

## むすび

以上で、本稿で課題とした高麗末期における対明遥拝儀礼の実態分析はひとまず終えたことになる。その考察にあたっては東アジアの国際環境、とくに元・明交替期の高麗政府の動向に目配りし、朝鮮初期に実施された対明遥拝儀礼との連続性に留意しつつ分析を加えた。本稿での考察結果を要約すれば、以下のとおりである。

(一) 高麗時代には遅くとも一一世紀末の宣宗一〇年（一一〇九）までに、生辰（国王の誕生日）・元正（正朝）・冬至の名節に

は百官が高麗国王に対して朝賀礼を実施していた。朝賀礼の初見は、冬至であれば成宗二年（九八三）、正朝の場合は文宗一三年（一〇五九）である。いずれの場合も高麗国王は王都開京にて群臣の朝賀礼を受けたあと、宴をほどこしており、一一世紀半ばまでには朝賀礼と賜宴とつづく正朝・冬至の国家儀礼が実施されていた。ただし、高麗国王が開京の王宮から当時の宗主国である宋あるいは遼（契丹）を遥拝する儀礼を実施した形跡はない。つまり、後代の対明遥拝儀礼を念頭に置けば、当時の国際環境にあつては高麗と宋・遼が垂直の君臣関係にあつたとはいいがたい。ところが、一三世紀後半になると元帝室と密接不可分の関係にあつた高麗では、忠烈王元年（一二七五）正朝にはじめて高麗国王が「群臣を率いて遥かに正旦を賀う」儀礼を実施する。これが高麗における対元遥拝儀礼の嚆矢である。その一方で、一三世紀末の忠烈王二五年に征東行省が賀正儀の予行演習を導入して以来、高麗国王が元帝に対する仏教儀礼を寺院にて執り行った記録も数例確認できる。これは正月朔望・聖甲日（本命日）の対元儀礼と表現することもできるが、その後、忠烈王は正朝を元の大都で迎えることが多く、この仏教儀礼が高麗社会に定着することはなかったと考えられる。

(二) 恭愍王はその元年（一三五二）の正朝と聖節に征東行省にて賀礼を挙行し、同八年には千秋節を祝った。元の帝室と深く関わる高麗の国家儀礼に関しては、恭愍王も急進的な改革を押し進めることは困難であつたに相違ない。しかし、恭愍王代における対元儀礼はこの三件にすぎず、以後、高麗国内で国王が群臣とともに元の聖節・千秋節を祝うことはなかった。洪武帝即位から

二年後の恭愍王一九年（一三七〇）六月、高麗は明帝より「本国朝賀儀注一冊」を獲得すると、恭愍王二一年冬至に高麗国王は明の宮闕を遙拝する儀礼をはじめて実施した。『高麗史』礼志の年代記に「王、冕服を具えて百官を率い、闕に向かいて拝賀す」とあるのは、『高麗史』世家にも『高麗史節要』にも残っていない独自の記録である。高麗の王宮では万歳三唱ののち、百官は朝賀礼を実施して冬至を盛大に祝った。向闕礼（対明遙拝儀礼）↓朝賀礼とつづく冬至の国家儀礼である。朝鮮王朝開創直後に開城で実施された対明遙拝儀礼の原型は、高麗恭愍王二一年の冬至に求めることができる。恭愍王によるこの遙拝儀礼は、東アジア世界のあらたな覇者となった明の洪武帝が「蕃国の礼」として制定した「聖節正旦冬至蕃国望闕慶祝儀（聖節・正旦・冬至に蕃国が闕を望みて慶祝するの儀）」を実践したものである。『高麗史』礼志所収の「元正冬至上国聖寿節望闕賀儀（元正・冬至・上国聖寿節に闕を望みて賀うの儀）」は明の礼制を受容して定められた儀注であって、中華帝国の礼制が高麗における外交儀礼のあり方まで規制したことを意味する。鄭道伝の『朝鮮経国典』礼典に「冬至・正朝・聖節には則ち群臣を率い、闕に向かいて行礼す」とある規定も、おそらく恭愍王二一年冬至より高麗の王宮にて実施された対明遙拝儀礼を念頭に置いて作成されたものであろう。

(三) 辛禱王の即位後一〇年間は正朝の朝賀礼を「朝賀を放つ」形式で簡略化させただけでなく、毎月六回の朝会を二回に短縮していた。そのため、百官は殿庭での班列（朝会の席次）を知らずに序列を乱す事態となり、司憲府の諫言を受けるほどであった。恭愍王二一年冬至に高麗ではじめて実施された対明遙拝儀礼は、

一五年を経た辛禱一三年（一三八七）正朝に復活する。その背景にあるのは洪武帝による辛禱王の冊封である。この年正朝にみえる「百官を率いて帝正を賀う」との記録は、朝鮮建国草創期の実録記事に散見する正朝と冬至の典型的な儀礼パターンであり、また「帝正」（明の皇帝を迎える正朝）の初見として注目に値する。おりしも当日は、明使一行が開京に滞在中であった。一五年の空白は、その間の高麗政府が北元と明との外交政策をめぐって揺れ動いていたことを如実に物語る。

(四) 高麗最後の国王恭讓王は、即位直後の一三八九年冬至にさつそく「百官を率い、闕に向かいて遙賀す」る儀礼を実施した。とりわけ、翌年の恭讓王二年正朝には遙賀礼（対明遙拝儀礼）↓朝賀礼↓賜宴の順に国家儀礼が執り行われており、正朝・冬至の対明遙拝儀礼が高麗最末期になって国事行為としての地位を得たものと考えられる。また、この対明遙拝儀礼は『高麗史』の編纂原則にいう「常事（つねのまつりごと）」に該当するとはいえず、主宰者が高麗国王であったがゆえに「必ず書す」べき性格を帯びていたと判断してよからう。さらに、高麗末期の正朝・冬至の朝賀礼に異域（たとえば女真・日本）からの使臣・商人が参列した形跡はない。この点に注目すれば、外国使節の朝賀に象徴される「八閔会的秩序」は王朝交替後、正朝・冬至の朝賀礼へとその舞台を移したものと推測される。冊封体制に対峙する高麗知識人の華夷意識は、朝鮮初期になると正朝・冬至の朝賀礼と会礼宴に異域からの通交者を参席させることによって継承されたのではないかと考えられる。

以上の考察結果を総合すれば、たしかに『高麗史』礼志は「元正冬至上国聖寿節望闕賀儀」つまり正朝・冬至・聖節に遙か中国の宮闕を望みて祝賀する儀註、ならびにこの「望闕」礼とその後朝賀礼・会礼宴に関する九件の年代記を一括して収録する。もちろん、『高麗史』世家のほか『高麗史節要』もこの三大名節における宮中儀礼の開設状況をこんにちに伝える。ところが、高麗の二大正史である『高麗史』と『高麗史節要』ではこの遙拝儀礼の開設記事に「向闕」と記したことはあっても、「望闕」と記録した事例は一件もないことが判明した。<sup>(16)</sup>『高麗史』礼志所収の「元正冬至上国聖寿節望闕賀儀」が本格的に整備されたのは恭愍王一九年六月以後、同二一年冬至以前のことであろうが、すでに前稿で明らかにしたように、朝鮮太宗代の実録記事に「向闕礼」と表現されていた対明遙拝儀礼は、世宗代になって「望闕礼」の成語で定着する。おそらく、こうした用語の揺れが既往の対明遙拝儀礼研究の障害になっていたものと思われる。

最後に、今後の課題を記しておきたい。本稿では『高麗史』礼志を中心に高麗前期における朝賀礼の実施状況、ならびに元干渉期における征東行省主導の儀礼についても俯瞰した。しかし、朝鮮初期における対明遙拝儀礼の前史として本稿を位置づけたため、高麗前期の朝賀礼および元干渉下の対元遙拝儀礼については十分に踏み込めなかった。高麗における朝賀礼の実施が成宗二年冬至を初見とし、また対元遙拝儀礼が忠烈王元年正朝を初見とすることを指摘したが、当該期の正朝・冬至の朝賀礼に関するすべての事例を提示したうえで論証すべきであろう。また、東アジア冊封体制論との関連からすれば、正朝と冬至に琉球国王が首里城にて

中国皇帝の長寿を祈願した最大規模の王府儀礼（朝拝）と、高麗末期・朝鮮初期の対明遙拝儀礼との比較分析も要求されよう。おそらく琉球王朝の朝拝も「蕃国の礼」として明の洪武帝が制定した「聖節正旦冬至蕃国望闕慶祝儀」を受容・実践したものであり、理念上、冊封体制に参入した高麗・琉球はもちろん、東アジア世界の「蕃王」は正朝・冬至・聖節にそれぞれの王都で対明遙拝儀礼を実施していたことになる。別稿を準備することを約して擱筆する。

【付記】本稿は、二〇〇一―二〇〇三年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究C）（2）。研究課題「高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究」、課題番号一三六一〇四三五）による研究成果の一部である。

#### 註

- (1) 桑野栄治「朝鮮初期の対明遙拝儀礼 ―その概念の成立過程を中心に―」（『久留米大学比較文化年報』第一〇輯、二〇〇一年三月）。同「朝鮮世祖代の儀礼と王権 ―対明遙拝儀礼と圓丘壇祭祀を中心に―」（『久留米大学文学部紀要（国際文化学科編）』第一九号、二〇〇二年三月）。同「朝鮮成宗代の儀礼と外交 ―『経国大典』成立期の対明遙拝儀礼―」（『久留米大学文学部紀要（国際文化学科編）』第二〇号、二〇〇三年三月）。

(2) 『国朝五礼儀』卷三、嘉礼、正至及聖節望闕行礼儀条および

- び皇太子千秋節望宮行礼儀条。また、『経国大典』巻三、礼典、朝賀儀条に「正至（正朔と冬至）・聖節・千秋節に殿下は王世子以下を率いて望闕礼を行う」とある。
- (3) 本稿では、恭愍王が即位した二三五一年から高麗王朝滅亡の二三九二年までを高麗末期とする。
- (4) 『太祖実録』巻三、二年正月丁未朔（一日）条。桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遥拝儀礼」一〇三～一〇四頁。
- (5) 李範稷『韓国中世礼思想研究——五礼를 中心으로』(一潮閣、서울、一九九一年九月)「第1章Ⅲ、『高麗史』礼志 五礼의 分析 3、嘉礼」(初出は『高麗史』礼志 嘉礼의 검토)『李載稷博士還曆紀念 韓國史學論叢』한울, 서울, 一九九〇年十二月)一三六～一四八頁。
- (6) ただし、李範稷、前掲書「第2章Ⅲ、世宗朝『五礼』의 分析」では朝鮮世宗代の断片的な事例を紹介している(二二六～二二九頁)。
- (7) 去る二〇〇一年五月にソウルで開かれた「第四回全国歴史学大会」(於建国大学校)の「韓国史部会」では、五本の研究報告のうち四本が新羅・高麗・朝鮮前期・朝鮮後期の国家祭祀を主題とするものであった。のち、この報告をもとに『韓国史研究』第一一八号(韓国史研究会、서울、二〇〇二年九月)は「特集・韓国史의 展開과 国家祭祀」を編む。天・地・人の神々を祀る国家祭祀は五礼のうち吉礼に相当するが、外交儀礼(賓礼)に関する研究はあまり進展していない。こうした研究現況にあつて、沈載錫『高麗国王 冊封 研究』(慧眼、서울、二〇〇二年五月)「제 1 장、책봉제도과 동아시아 국제질서」が高麗時代の冊封儀礼の重要性を喚起したことは注目に値する(二二～二三頁)。
- (8) 高麗大学校民族文化研究所編(研究責任・閔賢九)『朝鮮時代即位儀礼와 朝賀儀礼의 研究(宮中文化再現行事考証研究叢書1)』(文化財管理局、서울、一九九六年二月)「第2部Ⅰ、朝鮮時代 朝賀儀礼의 性格」(執筆・李奉圭)、同書「第2部Ⅲ、正至 朝賀儀礼——正朔와 冬至에 行하는 王世子와 百官의 朝賀」(執筆・韓亨周)。
- (9) 李奉圭、前掲「朝鮮時代 朝賀儀礼의 性格」一四六～一四九頁。
- (10) 桑野栄治、前掲「朝鮮成宗代の儀礼と外交」八四～八五頁。
- (11) 韓亨周、前掲「正至 朝賀儀礼」二二八～二二九頁。この論考で韓亨周氏は『高麗史』礼志には中宮(王妃)に関する儀礼が脱落し、朝賀礼の際に舞踏礼が実施されたことを指摘した。しかし、叙述の大半は『国朝五礼儀』に残る朝賀儀註の詳解であつて、そもそも朝鮮時代の朝賀礼に関するデータの抽出には疑問が多い。
- (12) 唐代の朝賀礼の構造については、渡辺信一郎『天空の玉座——中国古代帝国の朝政と儀礼』(柏書房、一九九六年九月)「第Ⅱ章第三節 元会儀礼の展開——第三期・隋唐期」一六三～一七六頁、同「唐代の元会儀礼——『大唐開元礼』皇帝元正冬至受群臣朝賀詔注稿」(若松寛編『帝国システムの比較的研究』一九九五～九七年度科学研究費補助金〔基盤研究B(3)〕研究成果報告書、一九九八年三月)に詳しい。また、『大唐開元礼』(池田温解題『大唐開元礼

- 附大唐郊祀録』汲古書院、一九七二年一月影印)に残る朝貢儀礼と宴会儀礼を丹念に分析した論考に、石見清裕『唐の北方問題と国際秩序』(汲古書院、一九九八年二月)「第Ⅲ部第五章 外国使節の皇帝謁見儀式復元」「第Ⅲ部第六章 外国使節の宴会儀礼」がある。これらの先行研究をふまえつつ、唐代の宮中儀礼を読み解いた古瀬奈津子『遣唐使の見た中国』(吉川弘文館、二〇〇三年五月)も有益である。宋代では、金子由紀「北宋の大朝会儀礼」(『上智史学』第四七号、二〇〇二年一月)が朝賀礼の沿革と特徴、その実施状況を明らかにしている。
- (13) 田島公「日本の律令国家の『賓礼』」―外交儀礼より見た天皇と太政官」(『史林』第六八卷第三号、一九八五年五月)五五頁。
- (14) 『高麗史』纂修高麗史凡例。『高麗史節要』凡例。邊太燮『『高麗史』の 研究』(三英社、서울、一九八二年二月)「2、『高麗史』の 構成과 編纂原則」四八頁。
- (15) 邊太燮、前掲書「2、『高麗史』の 構成과 編纂原則」五〇頁。李範稷、前掲書「第1章Ⅱ、『高麗史』礼志와 五礼」五二頁。鄭求福『『高麗史』礼志의 성격과 자료적 가치』(鄭求福他『고려시대연구 V』韓國精神文化研究院、城南、二〇〇二年二月)三二―三七頁。
- (16) 『高麗史』卷五九、礼志一、序。金海榮『朝鮮初期祭祀典 礼 研究』(集文堂、서울、二〇〇三年七月)「I2、『詳定古今礼』와 高麗朝의 祀典」(初出は『国史館論叢』第五五輯、果川、一九九四年九月)一九頁。賀礼関連では、たとえば『高麗史』卷七二、輿服志一、冠服、視朝之服・朝服条に「正至節日朝賀」の服制を「毅宗朝詳定す」と明記する。
- (17) 黄元九『東亜細亜史研究』(一潮閣、서울、一九七六年一〇月)「『高麗史』〈礼志〉의 編年的 考察」(初出は『李弘植博士回甲紀念 韓國史学論叢』新丘文化社、서울、一九七三年九月)三六頁。
- (18) 『高麗史』卷六七、礼志九、嘉礼。
- (19) 李範稷氏の整理はこの点が明確でないため、誤解を招きかねない。同、前掲書「第1章Ⅲ、『高麗史』礼志 五礼의 分析」一四〇・一四八頁。
- (20) 『高麗史節要』卷六、宣宗一〇年八月条。同書卷八、睿宗一〇年冬一〇月条。
- (21) 『高麗史』卷一〇、世家一〇、宣宗三年冬一〇月甲辰(二〇日)条。
- (22) 国家儀礼に際しての乾徳殿(大觀殿)の機能については、前間恭作「開京宮殿簿」(『朝鮮学報』第二六輯、一九六三年一月)のち、京都大学文学部国語学国文学研究室編『前間恭作著作集』下巻、京都大学国文学会、一九七四年六月に再録)一〇頁、矢木毅「高麗時代の内侍と内僚」(『朝鮮学報』第一八四輯、二〇〇二年七月)四七頁、金昌賢『고려 개경의 구조와 그 이념』(新書苑、서울、二〇〇二年一〇月)「제6장、개경 황성과 궁성의 내부구조」二四六―二四九頁。
- (23) 正朝に限れば、文宗代にはこのほか乾徳殿での賜宴が一件

- (24) 『高麗史』卷八、世家八、文宗一十七年春正月癸卯朔条)、「放朝賀」の記録が一七件にのぼる(同書卷七、九、世家七、九、文宗)。高麗前期における朝賀礼の実施状況については別途に考察を加える必要がある。
- (24) 原文は以下のとおり。
- 日南至、王御元和殿、受朝賀、宴群臣於思賢殿、(『高麗史』卷三、世家三、成宗二年一月甲子(一三日)条) ほぼ同文の記録が『高麗史節要』卷二、成宗二年一月甲子条にみえる。なお、奥村周司氏は同年正月に開設された園丘壇祭祀との関連からこの記録に注目し、冬至における朝賀礼の重要性を指摘した。同「高麗の園丘祀天礼と世界観」(武田幸男編『朝鮮社会の史的展開と東アジア』山川出版社、一九九七年四月)三〇九頁。
- (25) 李範稷、前掲書「第1章Ⅱ、『高麗史』礼志와 五礼」四六〇―四九頁。鄭求福、前掲『高麗史』礼志의 성격과 자료 적 가치」五二―五三頁。
- (26) 高麗使節は約三ヶ月の開封滞在中に宋の皇帝が主宰する各種宮中儀礼に参席しており、文宗代後半期には西夏とならび厚遇された。金成奎「高麗前期의 麗宋關係 — 宋朝 賓 礼를 중심으로 본 高麗의 国際地位 試論」(『国史館論叢』第九二輯、果川、二〇〇〇年九月)五八―六三頁。同「入宋高麗国使의 朝貢儀礼와 그 주변」(『全北史学』第二四輯、全州、二〇〇一年十二月)一九一―一九四頁。また、孟元老著(入谷義高・梅原郁訳注)『東京夢華錄 — 宋代の都市と生活』(平凡社東洋文庫、一九九六年三月)卷六、元旦の朝賀の儀、二〇一―二〇三頁。
- (27) 管見によれば、「放朝賀」の初見は靖宗元年(一〇三五)正朝である(『高麗史』卷六、世家六、靖宗元年春正月丙戌朔条)が、たとえば東亜大学校古典研究室編『訳註 高麗史』第一冊(東亜大学校出版社、釜山、一九七一年二月)ではこの記事を「朝賀를 쉬었다」と翻訳する(二四五頁)。また、社会科学院古典研究室編『北韓国訳高麗史』第一冊(新書苑、서울、一九九一年九月)の場合も「정조 축하 의식을 정지하였다」と訳出する(二六九頁)。これらの解釈とは逆に、朝鮮史編修会編『朝鮮史』第三編第一卷(朝鮮総督府、京城、一九三二年二月。東京大学出版会、一九八六年十二月復刻)では当該年月日条に「朝賀を行ふ」との網目を立てる(二八二頁)。
- (28) 李奉圭、前掲「朝鮮時代 朝賀儀礼의 性格」一四八―一四九頁の脚註10。
- (29) 『高麗史』卷六七、礼志九、嘉礼、元正冬至節日朝賀儀条。
- (30) 『高麗史』世家によれば、宣宗代における「放朝賀」の事例は宣宗元年の正朝以下、四、七、九、一一年の正朝である(同書卷一〇、世家一〇、宣宗)。
- (31) 諸橋徹次『大漢和辞典(修訂版)』(大修館書店、一九八四年二月)卷五、四八三頁。
- (32) たとえば、前年正朝の記録には「以雨雪、放朝賀」とある(『高麗史』卷一〇、世家一〇、宣宗九年春正月甲申朔条)。たしかに『高麗史』礼志の史料①にみたごとく、「放賀」であつても群臣は略式で行礼すべきことが決定する。しか

し、降雪という悪天候の場合に群臣が殿庭に立って儀礼を進行することは、実際には困難であったと思われる。また、降雨と降雪の場合に「放朝」となることは、一四世紀後半の後掲史料Rからも窺えよう。

- (33) 『高麗史』纂修高麗史凡例、世家。高麗時代の王室用語については、金基徳「高麗の諸王制와 皇帝国体制」(『国史館論叢』第七八輯、果川、一九九七年二月)一六五頁。
- (34) 高麗国王の誕生日に関しては成宗元年(九八二)に「王の生日を以て千春節と為す。節日の名、此に始まる」とある(『高麗史』卷三、世家三、成宗元年是歳条。『高麗史節要』卷二、成宗元年是歳条)のが初出である。高麗では元正・冬至・八閏・聖上節日(国王の誕生日)が四大節日であり、節日は国王と王世子によって代々その名称が変更された。金庠基「新編 高麗時代史」(서울大学校出版部、서울、一九八五年四月)「下編」第8章、高麗時代の文化」七九八頁。沈載錫、前掲書「제1장, 책봉제도와 동아시아 국제 질서」三四頁。
- (35) 盧明鎬「高麗時代の多元的 天下觀과 海東天子」(『韓国史研究』第一〇五号、서울、一九九九年六月)一二頁。
- (36) 『高麗史』卷二三、世家二三、睿宗四年冬一〇月乙亥(四日)条。同書卷一五、世家一五、仁宗即位前記。
- (37) 名節の上表陳賀規定については、邊太燮『高麗政治制度史研究』(一潮閣、서울、一九七二年八月)「高麗前期의 外官制 — 地方機構의 行政体系」(初出は『韓国史研究』第二号、서울、一九六八年二月)に地方制度史的観点から
- の考察がある(一三八〜一三九頁)。また、高麗国王の誕生日に関して、池田温『東アジアの文化交流史』(吉川弘文館、二〇〇二年三月)「第二部一 天長節管見」は「増補文献備考」卷七五、礼考二二、賀礼、附誕生日条をもとに「仏寺での典礼をはじめ宴会をとめない、概ね唐宋の皇帝誕辰節日が模倣された」と指摘した(一九五頁)。
- (38) 『高麗史』卷一一、世家一一、睿宗元年春正月戊戌(五日)条。ちなみにこの年正朝の記録には「王、亮陰(服喪中)を以て賀を受けず」とあり、睿宗は父王肅宗(位一〇九五〜一一〇五年)の死去という国喪のため、百官の朝賀礼を受けなかった(同書卷一一、世家一一、睿宗元年春正月甲午朔条)。
- (39) 『高麗史』卷一四、世家一四、睿宗一〇年春正月丙子(五日)・戊寅(七日)条。『高麗史節要』卷八、睿宗一〇年春正月条。
- (40) 『高麗史』卷一一、世家一一、睿宗即位前記に「文宗三十三年正月丁丑(十七日)に生まる」とあり、同書同卷、睿宗元年春正月戊戌(五日)条には「王の生辰を以て咸寧節と為す」とある。なお、宋の徐兢撰『宣和奉使高麗図経』(宣和六年、一一二四)卷六、宮殿二、長慶殿条に「王の誕生日、亦た節名有り。王悞(睿宗)、八月十七日に生まるるを以て、之を咸寧と謂う。其の日、公族・貴臣・近侍を長慶に大いに会す」とあり、賑やかな祝宴の様子を伝えるが、睿宗を八月生まれと記したのは徐兢の錯誤であろう。
- (41) 金在滿「契丹・高麗關係史研究」(国学資料院、서울、



- 一九九九年二月)「第6章 天祚帝時代契丹・高麗關係と高麗・宋・女真關係」三三七・三四八頁。
- (42) 『東文選』卷一〇四、致語、咸寧節御宴致語条。
- (43) 盧明鎬氏はこの「北の戎」を遼と解釈する(同、前掲「高麗時代の多元的 天下觀과 海東天子」三二頁)が、肯首したい。そもそも遼使を迎える宴で彼らを「戎」と表現することはできない。
- (44) 『高麗史』卷一一、世家一一、睿宗二年二月乙巳(二十四日)条。女真族の來朝記録については、金庠基『東方史論叢』(서울 大学校出版部, 서울, 一九八四年九月改定版)「女真關係の始末과 尹瓘의 北征」(初出は国史編纂委員會編『국사상의 제 문제』제4집, 서울, 一九五九年一月)所収の「女真投化表(A表)」、参照。
- (45) 奥村周司「高麗における八閩会的秩序と国際環境」(『朝鮮史研究会論文集』第一六集、一九七九年三月)七三〜七五頁。金庠基、前掲書『東方史論叢』「女真關係の始末과 尹瓘의 北征」四七〇頁。
- (46) 朴龍雲『高麗社會의 여러 歷史像』(新書苑, 서울, 二〇〇二年九月)「II 4、高麗・宋 交聘의 목적과 使節에 대한 考察」(初出は『韓國學報』第八一・八二輯, 서울, 一九九五年二月・一九九六年三月)一六六頁。
- (47) 奥村周司「使節迎接礼より見た高麗の外交姿勢」一一一、二世紀における対中關係の一面」(『史觀』第一一〇冊、一九八四年三月)三〇〜三四頁。ただし、沈載錫氏は「拜礼こそ君臣關係をあらわす儀礼であった」として、「事大關係の諸般の『冊封儀式』それ自体は自主性とはやはり距離がある」との認識を示す(同、前掲書「제1장, 책봉제 도와 동아시아 국제질서」三三三頁)。
- (48) 『高麗史』卷二五、世家二五、元宗二年春正月癸亥朔条に「朝賀を放つ。太子の生日を以て寿元節と為す」とあり、また同書卷二八、世家二八、忠烈王元年二月戊辰(二七日)条に「王の生日を以て寿元節と為す」とある。ただし、史料④にいう「天聖節」は未詳。後代の『増補文献備考』(純宗二年、一九〇八)も「麗朝に天聖節無し。疑うべし」と解説する(同書、卷七五、礼考二二、賀礼、附生日、高麗忠烈王三三年条)。
- (49) 高柄翊『東亞交涉史の研究』(서울 大学校出版部, 서울, 一九七〇年六月)「麗代 征東行省の研究」(初出は『歴史學報』第一四・一九輯, 서울, 一九六一年四月・一九六二年一月)二二〇頁。北村秀人「高麗に於ける征東行省について」(『朝鮮學報』第三二輯、一九六四年七月)二〇頁。
- (50) 『經国大典』卷三、礼典、朝儀条に「迎詔勅及び正至・聖節・生日の賀礼、百官は期に先んじて儀を習う」とある。
- (51) 原文は以下のとおり。  
平章閻里吉思與行省官僚及百官、肆賀正儀於奉恩寺三日、肆儀始此、(『高麗史節要』卷二二、忠烈王三十五年二月条) かつて北村秀人氏は、閻里吉思が元の制度を高麗に導入しようとした一例としてこの記録に注目した。同、前掲「高麗に於ける征東行省について」四〇頁、および六三頁の脚註27。

- (52) 高柄翊、前掲書「麗代 征東行省의 研究」二〇四～二〇六頁。北村秀人、前掲「高麗に於ける征東行省について」一五～一九頁。張東翼「高麗後期外交研究」(一潮閣、서울、一九九四年七月)「第2章Ⅱ、後期征東行省의 存在形態斗 運営實態」一〇三～一〇四頁。
- (53) 朝鮮世宗十二年(一四三〇)の実録記事を以下に掲げる。  
召議定所提調右議政孟思誠・贊成許稠・総制鄭招等、議曰、唐開元礼、皇帝正至受群臣朝賀、群官行舞蹈礼、皇太子正至受宮臣朝賀、宮臣行舞蹈礼、古人有喜、則必手舞足踏、今朝賀儀有舞蹈可也、然按元史、征東行省平章闊里吉思言、高麗王昨(≡忠烈王)、大会、曲蓋・龍屐・警蹕、諸臣舞蹈山呼、一如朝儀、僭擬過甚、則舞蹈之礼、不可行矣、(後略)(『世宗実録』卷五〇、一二年一二月戊辰(二日)条)
- 世宗は儀礼詳定所(礼制研究のために最高級官僚で構成された特別委員会)の提調を兼任していた右議政孟思誠・贊成許稠・総制鄭招らを呼び寄せ、正朝・冬至の朝賀礼のあり方について諮問した。当時は『大唐開元礼』の規定(同書卷九七、嘉礼、皇帝元正冬至受群臣朝賀并会条。同書卷一一三、嘉礼、皇太子元正冬至受宮臣朝賀并会条)に準じ、正朝・冬至の朝賀礼の際には朝鮮でも笏を帯にさしはさんで舞蹈の礼を実施していた。朝鮮初期の礼制改革では『大唐開元礼』がしばしば理論的根拠とされたことはいうまでもない。ところが、かつて元の闊里吉思が高麗で実施されていた舞蹈と「山呼」(万歳)の礼を僭越であると批判した(『元史』卷二〇八、列伝九五、外夷一、高麗、大徳四年(一三〇〇)二月条)ことを知る。舞蹈礼は本来、皇帝の恩恵に対する無上の歡喜をあらわす身体儀礼であった(渡辺信一郎、前掲書「第二章第三節 元会儀礼の構造」一七一頁)。朝鮮政府は宗主国である明の礼制を参照した結果、朝賀礼の際の舞蹈は「蕃国の礼」としてはふさわしくないとの判断により、舞蹈を禁じることになった。
- (54) 『元史』卷六七、礼樂志一、元正受朝儀条によれば、「前期三日、習儀于聖寿万安寺(或大興教寺)」、前二日、陳設于殿庭」とあり、「至期大昕」つまり元旦当日の夜明けになると大明殿(宮城の主殿)を舞台に朝賀礼が実施される。同書同卷の天寿聖節受朝儀条には「如元正儀」と割註を附すから、大都における正朝と聖節の朝賀儀註は同一である。
- (55) 高裕燮『松都의 古蹟』(悦話堂、서울、一九七七年一月。初版は博文出版社、서울、一九四六年三月跋)「12、奉恩寺와 国子監」七六頁。許興植『高麗仏教史研究』(一潮閣、서울、一九八六年一〇月)「仏教와 融合된 王室의 祖上崇拜」六一・六九頁、同書「開京寺院의 機能된 所属宗派」二九七～二九九頁。奥村周司、前掲「高麗における八閔会的秩序と国際環境」七六～七七頁。同「高麗における謁祖真儀と王権の再生」(『早実研究紀要』第三七号、二〇〇三年三月)八六～八九頁。
- (56) 許興植、前掲書「仏教와 融合된 王室의 祖上崇拜」九七頁。蔡尚植『高麗後期仏教史研究』(一潮閣、서울、一九九一年九月)「제3장Ⅰ、妙蓮寺의 창건과 그 성역」

一八一〜一八三頁。史料Bをはじめとする忠烈王二十七年正月の仏教儀礼関連記録は、後者の蔡尚植氏の論考によって紹介済みであるが、筆者は遥拝儀礼との関連性からこれらの記録に注目したい。

(57) 『高麗史』卷三二、世家三二、忠烈王二十七年春正月壬戌(二一日)条。

(58) 『高麗史』卷二八、世家二八、忠烈王元年夏四月己酉(八日)条に「王及び公主、賢聖寺に如き、帝の為に祝釐す」とある。「公主」は世祖の娘である齊国大長公主を指す。

(59) 北村秀人、前掲「高麗に於ける征東行省について」三九〜四〇頁。

(60) 森平雅彦「大元ウルスと高麗仏教 ―松広寺法旨出現の意義に寄せて」(『内陸アジア史研究』第一七号、二〇〇二年三月)二九頁。ただし、『大元聖政国朝典章(影印元刊本)』(中国廣播電視出版社、北京、一九九八年七月)卷二八、礼部一、礼制一、朝賀、慶賀条には「其日質明、朝臣詣闕、称賀」とあり、正朝と聖節の当日に元の中央官僚は王宮の正殿にて朝賀礼に参加した。

(61) 『世宗実録』卷二二三、五礼、嘉礼序例、排班図、および『国朝五礼序例』卷二、嘉礼、排班図にはいずれも「正至及聖節望闕行礼之図」を収めており、礼制上、遥拝儀礼の舞台が景福宮正殿の勤政殿であったことを視覚的にとらえることができる。

(62) 『高麗史』卷二八、世家二八、忠烈王即位年八月己巳(二六日)条。『高麗史節要』卷一九、元宗一五年八月戊辰

(二五日)条。史料Cにみえる「西殿」もおそらく康安殿に隣接する一宮殿を指すのであろう。もつとも、康安殿は元宗の開京還都直前に修理されて以来、久しく廢れたままで、のち忠宣王復位元年(一三〇九)に重新の命が下る(金昌賢、前掲書「제5장, 개경의 대궐과 별궁」一八七頁)。

(63) 原文は以下のとおり。

王復位、涓(元宗の弟、安慶公)還私第、百官詣王府(二宮城)、扈駕入闕、蒙使從之、觀者感泣、蒙使請觀百官賀礼、王服紫袍出庭、向北遥謝、更黄衣、受賀于康安殿、(『高麗史』卷二六、世家二六、元宗一〇年十一月甲子(二三日)条)

(64) 朝鮮初期の場合、「遥賀」礼の事例としてたとえば太宗代(二四〇〇〜一八年)に、「帝正を遥賀す」との記録がある(『太宗実録』卷七、四年正月癸卯朔条、同書卷一三、七年正月丙辰朔条)。この儀礼は太宗代には「向闕礼」とも表記され、のち世宗代になると「望闕礼」の成語で定着する。

桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遥拝儀礼」一〇七〜一〇九、一一二〜一一五頁。

(65) 『高麗史』卷二八、世家二八、忠烈王二年春正月丁卯朔条。『高麗史節要』卷一九、忠烈王二年春正月丁卯朔条。

(66) 『高麗史節要』卷二二、忠烈王二十七年春正月条に同文の記録を残す。

(67) 聖甲日の事例は森平雅彦、前掲「大元ウルスと高麗仏教」二八〜二九頁。

- (68) 北村秀人、前掲「高麗に於ける征東行省について」一九頁。
- (69) 池田温、前掲書「第二部一 天長節管見」一八九～一九一頁。孟元老、前掲『東京夢華録』卷九、天寧節、二九六～二九八頁。
- (70) 北村秀人、前掲「高麗に於ける征東行省について」一九頁。張東翼、前掲書「第2章Ⅱ 後期征東行省の存在形態と運営実態」一〇四頁。
- (71) ただし、その後の記録には「妙蓮寺に幸して帝の寿を祝う」「妙蓮寺に幸して帝の為に祝寿す」とみえ、正月朔望以外に忠烈王が妙蓮寺にて元帝のために仏教儀礼を実施したことはある。『高麗史』卷三二、世家三二、忠烈王三〇年正月丁丑(二五日)・同三二年八月己丑(一五日)条。
- (72) たとえば、忠烈王二八年一月に親朝して賀正せよとの元帝の命により、忠烈王は大都へ赴いた(『高麗史』卷三二、世家三二、忠烈王二八年一月丙辰(二七日)・同二九年春正月庚寅朔条)。金恵苑「忠烈王 入元業績の性格」(邊太燮編『高麗史の諸問題』三英社、서울、一九八六年五月)によれば、忠烈王在位中の入元は全一回におよび、このうち二件は「節日賀礼」(忠烈王一〇・一三年)を、また三件は「賀正」(同二〇・二九・三二～三三年)を目的とする入元であった(八〇六・八一八～八二二頁)。
- (73) 蔡尚植、前掲書「제3장 I、妙蓮寺의 창건과 그 성격」一八三～一八四頁。
- (74) 『高麗史』卷六七、礼志九、嘉礼、元正冬至上国聖寿節望闕賀儀条に「期に前んじ、執事者は闕庭を王宮の正殿に南向きに設く」とある(後掲【表】の1①、参照)。「闕庭」とは闕牌を置く場所をいう。闕庭・闕牌については、檀国大学校附設東洋学研究所『韓国漢字語辞典』卷四(檀国大学校出版部、서울、一九九六年一月)七一三頁。
- (75) 『高麗史』卷三八、世家三八、恭愍王即位前記には「忠肅王十七年庚午(一一三三〇年)五月生」とあるにすぎないが、その後の記録にはたとえば同書卷三八、世家三八、恭愍王元年五月戊寅(五日)条に「誕生日を以て道場を内殿に設くること三日。宰相、寿を上つらんと欲す」とみえる。
- (76) 『高麗史』卷四三、世家四三、恭愍王二十一年一月丁巳(二四日)条。かつて奥村周司氏は、元のつよい政治的影響下にあった忠烈王元年(一二七五)一月に八閔会の僭擬的な形式・表現が格下げ(たとえば「聖寿万年」を「慶曆千秋」に、「万歳」を「千歳」に改定)となった時点で「八閔会的秩序の実質的な終焉を意味する」(同、前掲「高麗における八閔会的秩序と国際環境」九四頁)とみなし、その考察を閉じた。とはいえ、その後の八閔会の運営(たとえば恭愍王代)については検討の余地も残されていよう。
- (77) 原文は以下のとおり。  
上率群臣、賀帝正、始服朝制冠服、礼畢、上坐殿、受中外朝賀、(中略)仍賜宴群臣、左侍中趙浚奉觴称寿曰、元正首祚、臣等不勝大慶、謹上千歳寿、群臣皆三呼千歳、(後略)(『太祖実録』卷三、二年正月丁未朔条)
- (78) 『高麗史節要』卷三五、恭讓王四年二月条にほぼ同文の記録が残る。

- (79) 『高麗史』卷六七、礼志九、嘉礼、一月三朝儀条。
- (80) 「宰臣・枢密」「侍臣」は高麗の国家儀礼の場面でもしばしば登場する。これらの概念については、矢木毅「高麗睿宗期における意志決定の構造」(『史林』第七六卷第二号、一九九三年三月)一〇六―一〇八・一一八―一二二頁、参照。
- (81) 『高麗史』卷六七、礼志九、嘉礼、元正冬至節日朝賀儀条には「王、座を降れば樂作り、入り訖れば樂止む。宰臣・枢密以下、左右の侍臣・行礼執事官、次を以て退く」とある。
- (82) 『高麗史』卷三七、世家三七、忠穆王元年春正月丙戌(一日)条に「王率百官、賀正于行省」とある。
- (83) 征東行省の官衙はのち、朝鮮太祖二年(一三九三)に太平館と改称され、明使の宿所にあてられていた。『新增東國輿地勝覽』(中宗二六年、一五三一)卷四、開城府上、宮室条には「太平館、在本司西、高麗時為征東省、今為使華止宿之所」とあり、その所在地に関しては「本司の西に在り」と説明するにすぎない(李鉉淙「明使接待考」『郷土서울』第一二号、서울、一九六一年十一月、一一四―一一五頁)。後代の地理書であれば、英祖(位一七二四―七六年)命編『輿地圖書』(国史編纂委員会、서울、一九七三年十二月影印)上、所収の『松都誌』卷三、官舎に「太平館(西小門外)、高麗時為征東省、元世祖征日本時所作、今為使華止宿之所」(史料中の「」内は割註、以下同じ)とあり、また同書所収の「松都城内図」では西小門外の西北に「太平館」と記す。
- (84) 原文は以下のとおり。  
拜賀聖寿節表、旧例、唯文官冠帶侍衛、至是、王命文武八・九品冠帶、分左右侍衛、(『高麗史』卷六七、礼志九、嘉礼、進大明表箋儀、恭愍王元年閏三月甲申(一一日)条)  
この史料は「進大明表箋儀」に収録されているが、対明儀礼ではなく対元儀礼である。
- (85) 『元史』卷三八、本紀三八、順帝即位前記。同書卷二七、本紀二七、延祐七年(英宗即位年、一三二〇)夏四月条によれば、四月朔日の干支は庚戌であるから、「四月丙寅」は一七日となる。
- (86) 金塘澤『元干渉下の高麗政治史』(一潮閣、서울、一九九八年六月)「제5장, 元 간섭기 말의 反元的 분위기와 고려 정치사의 전개」はこの史料Fに言及し、「恭愍王のこのような行動は、当時の反元的雰囲気意識して取ったものと理解するのが妥当であろう」と述べた(一五四頁)。しかし、恭愍王が「反元的雰囲気意識して」いたのであれば、そもそも元帝の聖節を祝うことはなかったであろう。
- (87) 『高麗史』卷三九、世家三九、恭愍王六年正月丙子朔条。  
池内宏『満鮮史研究』(中世第三冊)(吉川弘文館、一九六三年六月)「高麗恭愍王の元に対する反抗の運動」(初出は『東洋学報』第七卷第一号、一九一七年一月)一八五―一八六頁。北村秀人、前掲「高麗に於ける征東行省について」五三―五五頁。

- (89) 北村秀人、前掲「高麗に於ける征東行省について」五五頁。  
また、金順子「고려말 대몽국관계의 변화와 신흥유신의 사대론」(『역사와 현실』 제15호, 서울, 一九九五年三月)も恭愍王六年以後、同一八年までに高麗と元を往来した使臣の事例を整理したうえで、高麗は「基本的に元との事大關係を維持した」と指摘する(一〇八頁)。
- (90) 『高麗史』卷三九、世家三九、恭愍王一〇年一二月壬辰(一五日)条。『高麗史節要』卷二七、恭愍王一〇年一二月壬辰条。
- (91) この年八月以後、恭愍王は清州(忠清道清州)を行宮とした。『高麗史』卷四〇、世家四〇、恭愍王一一年八月壬辰(二〇日)条。『高麗史節要』卷二七、恭愍王一一年八月乙酉(二三日)条。
- (92) 高麗の八関会には一〇月の西京八関会と一十一月の開京八関会があり、国王が西京(平壤)に滞在中は一〇月に八関会を開催したこともある。奥村周司、前掲「高麗における八関会的秩序と国際環境」七一・八六頁。
- (93) 『高麗史』卷四〇、世家四〇、恭愍王一一年八月辛酉(一九日)・一二月癸巳(二二日)条。『高麗史節要』卷二七、恭愍王一一年八月・一二月条。
- (94) 北村秀人、前掲「高麗に於ける征東行省について」五五・五六頁。
- (95) 『高麗史』卷四〇、世家四〇、恭愍王一三年正月丙寅朔条。『高麗史節要』卷二八、恭愍王一三年正月条。
- (96) この時期には高麗から元への各種使節も派遣されてない。
- 金順子、前掲「고려말 대몽국관계의 변화와 신흥유신의 사대론」一一二頁。
- (97) 『高麗史』卷三九、世家三九、恭愍王六年正月丙子朔条。
- (98) 『高麗史』卷四一、世家四一、恭愍王一七年九月丁巳(二〇日)条。『高麗史節要』卷二八、恭愍王一七年九月条には「王、元帝上都に奔るを聞き、百官を会して使を大明に通ずるの可否を議せしむ」とある。
- (99) 『高麗史』卷四一、世家四一、恭愍王一八年夏四月壬辰(二八日)条。『高麗史節要』卷二八、恭愍王一八年夏四月条。末松保和「高麗朝史と朝鮮朝史(末松保和朝鮮史著作集5)」(吉川弘文館、一九九六年一〇月)「麗末鮮初に於ける対明關係(初出は京城帝国大学文学会編「史学論叢第二」岩波書店、一九四二年一月)一三八頁。
- (100) 『高麗史』卷四一、世家四一、恭愍王一八年五月辛丑(八日)・甲辰(二一日)条。同書卷八七、年表二、己酉大明洪武二年(恭愍王一八)五月条。『高麗史節要』卷二八、恭愍王一八年五月条。高麗末期における元・北元・明の年号使用は、藤田亮策「朝鮮学論考」(藤田先生記念事業会、一九六三年三月)「朝鮮の年号と紀年」(初出は『東洋学報』第四一卷二・三号、一九五八年九・一二月)二七八・二八一頁。
- (101) 『牧隱叢』(『影印標点 韓国文集叢刊』5、民族文化推進会、서울、一九九一年四月、所収。底本は서울大学校奎章閣所蔵の仁祖四年(一六二六)順天重刊本)文彙、卷一一、事大表箋、賀登極表。元・明交替期における李穡の対外觀

- は、都賢詰『高麗末 士大夫의 政治思想研究』(一潮閣、서울、一九九九年八月)「제3장Ⅱ、私恩중시의 礼論과 形勢·文化論的 華夷觀」(初出は「高麗末期 士大夫의 對外觀 — 華夷論을 중심으로」『震檀學報』第八六号、서울、一九九八年二月)一〇二〜一一五頁に詳しい。
- (102) 『高麗史節要』卷二八、恭愍王二八年秋八月条に史料としてほぼ同文の記録がある。
- (103) この前日、恭愍王は李穡に文廟にて積奠(孔子崇拜儀礼)を実施するよう命じた。  
命三司右使穡積奠于文廟、自辛丑播遷之後、礼文廢墜、積菜之儀、不中法式、穡考正其失、選諸生為執事、肄儀三日、礼度可見、(『高麗史』卷六二、礼志四、吉礼、中祀文宣王廟、恭愍王二八年八月丁卯〔五日〕条)  
この史料に「辛丑(≡恭愍王一〇年)の播遷の後より礼文廢れ墜ち、積菜の儀は法式に中らず」とあるのは、紅巾軍の侵攻以後、高麗の国家儀礼が衰退したことを示す一例である。
- (104) 『高麗史』卷四二、世家四二、恭愍王一九年五月甲寅(二六日)条。同書卷七二、輿服志一、冠服、祭服、恭愍王一九年五月条。『高麗史節要』卷二九、恭愍王一九年五月条。また、史料上に対応する明側の記録は以下のとおり。  
高麗使者成惟得等辞帰、上以書諭其國王王顥(≡恭愍王)曰、(中略)今賜王冠服・樂器・陪臣冠服及洪武三年大統曆・六經・四書・通鑑・漢書、至可領也、(後略)  
『明太祖実録』卷四六、洪武二年冬一〇月壬戌朔条)
- (105) 『高麗史節要』卷二九、恭愍王一九年六月条に史料Mとほぼ同文の記録が残る。
- (106) 『高麗史』卷四二、世家四二、恭愍王一九年七月乙未(九日)条。同書卷八七、年表二、己酉大明洪武三年(恭愍王一九)七月条。『高麗史節要』卷二九、恭愍王一九年七月条。
- (107) 張子温の入明記録は以下のとおり。  
高麗國王王顥遣其臣張子温等上表、謝封爵并賀明年正旦、貢方物、中宮・東宮皆有獻、(『明太祖実録』卷四七、洪武二年二月甲戌〔一三日〕条)  
また、明の高啓撰『大全集』(景印 文淵閣四庫全書 第一二三〇冊、台湾商務印書館、台北、一九八三年六月、所収)卷一三、五言律詩には「送高麗賀旦使張子温還国」を収録しており、明初の士大夫と交遊があったことは知られるものの、情報不足は否めない。この点は、張東翼『元代麗史資料集録』(서울大学校出版部、서울、一九九七年一月)「附録第2章 明代の文集에 수록된 記事」三六四〜三六五・三七九〜三八二頁、参照。
- (108) 『大明会典』(新文豊出版公司、台北、一九七七年七月影印)卷五八、礼部一六、蕃国礼。ただし、正徳四年(一五〇九)に成立した『大明会典』(山根幸夫解題『正徳大明会典』汲古書院、一九八九年六月影印)卷五五、礼部一四、蕃国礼では「蕃使朝貢儀」を「洪武二年定む」「洪武十八年更め定む」とする。
- (109) 田島公、前掲「日本の律令国家の『賓礼』」三七〜三九頁。

同「外交と儀礼」(岸俊男編『まつりごとの展開(日本の古代7)』中央公論社、一九八六年一二月)一九四―二〇〇頁。

(110) 『明太祖実録』卷四五、洪武二年九月壬子(二二日)条。

檀上寛「明初の海禁と朝貢 ―明朝専制支配の理解に寄せて―」(森正夫他編『明清時代史の基本問題(中国史学の基本問題4)』汲古書院、一九九七年一〇月)二〇六―二〇七頁。この日はまた、遠人懐柔の意図から関税免除の原則が採用され、諸蕃国からの朝貢品は正朝・冬至・聖節にあたればすべて殿庭に並べることも決定した。この点は、佐久間重男『日明関係史の研究』(吉川弘文館、一九九二年二月)「第二編第一章 明初の日中関係をめぐる二、三の問題 ―洪武帝の対外政策を中心として―」(初出は『北海道大学人文科学論集』第四号、一九六六年二月)五六頁に指摘がある。

(111) 『明太祖実録』卷四五、洪武二年九月壬子(二二日)条。

この日決定した「蕃王朝貢の礼」は、「蕃王来朝」「蕃国遣使朝貢」「蕃国遇正旦冬至聖節皆望闕行礼」「蕃国進賀表箋」の四種の儀註である。

(112) 『明集礼』(前掲『文淵閣四庫全書』第六五〇冊、所収)卷

三〇、賓礼一、蕃王朝貢。儀註の名称こそやや異なるが、【表】に示したごとく、その記述様式は『高麗史』礼志所収の「元正冬至上国聖節望闕賀儀」と酷似する。むしろ、『大明会典』所収の当該儀註には簡略化された箇所がみうけられる。『明太祖実録』所収の「蕃国は正旦・冬至・聖

節に遇たり皆な闕を望みて行礼す」の儀註は、これよりさらに簡略である。

(113) 豊見山和行「琉球の王権儀礼 ―祭天儀礼と宗廟祭祀を中心に―」(赤坂憲雄編『王権の基層へ(史層を掘るⅢ)』新曜社、一九九二年五月)一九一―一九二・一九四―一九九頁。

安達義弘「琉球国王のアイデンティティと冊封・朝貢体制」(『久留米大学比較文化研究』第一九輯、一九九七年三月)六〇―六一・六九頁。

(114) もともと、足利義満は北山殿で明使を引見した際には詔(国書)を前に焼香し、三拝して跪き、そして詔を拝覽した。こうした義満の行礼手順が『大明集礼』所収の「蕃国接詔儀註」の規定とほぼ合致することから、鄭樑生氏は「義満のこういう態度は、中華世界帝国の一員にくみ入れられた属国の国王の態度以外の何をも意味するものではない」という。田中健夫『中世対外関係史』(東京大学出版会、一九七五年四月)「第二章 冊封関係の成立」六五頁。鄭樑生『明・日関係史の研究』(雄山閣、一九八五年一月)「第三章第二節 明日国交の開始」一四七頁。

(115) 本稿では、活字本の国史編纂委員会編『三峯集』(探求堂、서울、一九七一年三月翻刻。底本は서울大学校奎章閣所蔵の正祖一五年(一七九一)大邱開刊本)と前掲『韓国文集叢刊』5、所収本(底本は同奎章閣所蔵の太白山本)を併用した。

(116) 韓永愚『鄭道伝思想의 研究』(서울大学校出版部、서울、一九八三年八月改正版)「제3장 6、自主意識과 事大論」



一八二～一八三頁。朴鴻圭「朱子学と朝鮮建国——鄭道伝を中心に」(『国家学会雑誌』第一〇九卷第一一・一二号、一九九六年十二月)一五九～一六三頁。都賢喆、前掲書「제4장Ⅱ、公儀중시의 礼論과 名分論的 華夷觀」(初出は『震檀学报』第八六号、서울、一九九八年十二月)一九五～一九七頁。

(117) 田川孝三『李朝貢納制の研究』(東洋文庫、一九六四年一月)「第二編第一章二 方物進上」一二二頁。

(118) 山根幸夫解題『皇明制書』上・下(古典研究会、一九六六年一月・一九六七年四月影印)は二種の『洪武礼制』(底本は東洋文庫本と内閣文庫本)を収録する。なお、金海榮、前掲書「I3、祀典의 정비와 『洪武礼制』」(初出は「朝鮮初期 国家祭礼儀의 정비와 『洪武礼制』」『清溪史学』9、城南、一九九二年十二月)は、『洪武礼制』が高麗末期の祭祀儀礼におよぼした影響に触れつつ、明と高麗が一時期「中国对藩国」の関係にあったことを指摘した(五〇～五二頁)。もっとも、『洪武礼制』の版本系統と朝鮮への伝来経路については今後、究明すべき課題として残る。

(119) 『三峯集』卷三、書、上遼東諸位大人書(奉使雜題○甲子)条に次のごとくある。

(前略) 今門下鄭評理(夢周)、奉表賀天寿聖節、奉翊李常侍(天驥)、奉箋賀千秋節、而道伝為書状官、乃以九月十八日、天子坐奉天殿、受群臣朝、問闔天開、仗儀雲簇、樂奏於兩階之間、一箇書生、得與百辟・卿士、周旋広庭、躬睹穆穆之光、俯伏拜興、呼万歳者三、何其幸

也、(後略)

宮城内に展開する壮観な儀仗隊、華麗な宮廷管弦楽団、色とりどりの礼服を身にまとった文武百官、これを奉天殿の玉座から冕冠の旒玉を揺らしつつ見下ろす洪武帝。こうした聖節のセレモニーを鄭道伝は「一介の書生」ながら「蕃使」の一員として体験した。

(120) 両者は『明集礼』卷三三、賓礼三、遣使、蕃国接詔儀注条および蕃国受印物儀注条に対応する。明使迎接礼の導入とその意義については奥村周司、前掲「使節迎接礼より見た高麗の外交姿勢」三〇頁、同「朝鮮における明使迎接礼と对明姿勢——中宗三二年の明使迎接を中心として」(『早稲田実業学校研究紀要』第三三号、一九九九年三月)九二～九三・九六～九七頁。

(121) 権兌遠「高麗史」輿服志考(邊太燮編、前掲書『高麗史의 諸問題』、所収)六三三～六三四頁。高光林「韓国の冠服」(和成社、서울、一九九〇年一〇月)「冕服에 関한 研究」八七～九〇頁。

(122) 原文は以下のとおり。  
百官備礼儀、拜賀聖節表、送于迎賓館、拜表之礼、始此、  
〔高麗史〕卷六七、礼志九、嘉礼、進大明表箋儀、忠烈王二八年八月甲子(三日)条)

(123) 『明集礼』卷三〇、賓礼一、蕃王朝貢、蕃国進賀表箋儀注条。

(124) 周知のように、『高麗史』礼志は『古今詳定礼』のほか『周官六翼』「式目編録」『蕃国礼儀』などを参考に編纂さ

れたが、このうち「蕃国礼儀」については遼・金朝の礼書（黄元九、前掲『高麗史』〈礼志〉の編年的한 考察」三八頁）、あるいは外交に必要な官府秘蔵の参考図書（許興植『高麗史』諸志의 訳註와 先行作業）許興植他『고려시대여기 III』韓国精神文化研究院、城南、二〇〇一年一〇月、三二頁）と推測されている。しかし、これまでの検討に照らせば、『高麗史』礼志の序文にいう「蕃国礼儀」とは明の洪武帝より頒賜された「蕃国の礼」、つまり遥拝儀礼・迎勅礼など対明外交儀礼に関する儀註を指すと考えられる。

(125) 『高麗史』卷八九、列伝二、后妃二、明德太后洪氏。

(126) 辛禡王代の内政に関して池内宏、前掲書「高麗末に於ける明及び北元との関係」（初出は『史学雑誌』第二九編第一〜四号、一九一八年一〜四月）三二〇〜三二四頁、参照。

(127) 原文は以下のとおり。

宰枢以禡狂妄日甚、不似人為、祭于惠明殿及玄陵、以禡之、（『高麗史』卷一三五、列伝四八、辛禡一〇年正月条）  
惠明殿とは恭愍王の影幀（肖像）を奉安した魂殿である。

『高麗史節要』卷三二、辛禡二年夏四月条。金履載編『東京誌』（純祖二四年〔一八二四〕。通行本は朝鮮光文会、京城、一九一五年二月）卷四、宮殿、惠明殿条。

(128) 末松保和、前掲書「麗末鮮初に於ける対明関係」一六八〜一七三頁。

(129) ほぼ同様の記録が『高麗史節要』卷三一、辛禡六年五月条にある。

(130) 『高麗史』卷六七、礼志九、嘉礼、元正冬至節日朝賀儀条。

金載名「高麗時代 御史台의 監察御史」（朝鮮社会研究会編『朝鮮時代の 社会와 思想』朝鮮社会研究会、서울、一九九八年四月）二〇〜二二頁。この権限は朝鮮初期に継承され、『経国大典』卷三、礼典、朝儀条に「朝賀の時、監察は相向かいて東西班の各品の末に立ち、糾察す」と定着する。なお、六六〇頁余に及ぶ論集『朝鮮時代の 社会와 思想』（非売品）は、金海榮教授（韓国・慶尚大学校）の厚意により提供を受けた。ここに記して感謝申し上げる。

(131) 朝鮮初期の場合にも氣候条件や国喪により正朝・冬至の国家儀礼をやむなく停止することがあった。桑野栄治、前掲「朝鮮成宗代の儀礼と外交」九九〜一〇〇頁。

(132) 史料Rにみえる「上国の使命（＝使者）迎送等、已むを得ざるの朝会に至るに及べば」との表現に注目すれば、「上国」とは北元からの使節を意味すると考えられる。というのも、辛禡四年に北元より天元帝トクスIIテムルの即位を告げる使節が来朝した際に、「已むを得ざる」状況を示す記録がみえる。

北元使来、告其主豆叱仇帖木兒即位、禡欲託疾不迎、使強之、禡出迎行省、（『高麗史』卷一三三、列伝四六、辛禡四年七月条）

辛禡王は病を理由に迎接を拒否しようとしたが、北元からの使節の要請に折れ、やむなく征東行省に迎えた。北元使を前に、幼王は百官とともに迎接儀礼を執り行ったことであろう。ただし、当時の高麗を取りまく国際環境は混沌

としている。高麗では前年二月に北元の冊封を受けて年号「宣光」を使用していたにもかかわらず、同王四年九月には「洪武」の年号使用を復活させ（同書卷一三三、列伝四六、辛禡三年二月・四年九月条）、明の遼東都指揮司からの使節を受け入れる一方で、北元から改元を告げる使節もまた迎え入れた（同書卷一三四、列伝四七、辛禡五年正月乙亥〔七日〕・五年六月条）。

(133) 同様の記録が『高麗史節要』卷三二、辛禡一〇年十一月条にある。

(134) 二ヶ月前の人事記録に、「以崔瑩為門下侍中、李成林守門下侍中、李仁任判門下府事、宦者金美為門下贊成事商議」とある。『高麗史』卷一三五、列伝四八、辛禡一〇年九月条。

(135) 『高麗史』卷四二、世家四二、恭愍王一九年十一月辛丑（一六日）条に「毎月六衛日、六部・台省（≡司憲府と門下省）の官をして親しく事まつりごとを奏せしむ」とある。のち、『高麗史節要』卷三四、恭讓王元年（辛昌王元年）夏四月条には「≡礼儀司（≡礼部）、毎月六衛日を用て朝参せんことを請う」とあることから、毎月六衛日の朝参は辛昌王元年（一三八九）四月に復旧したと判断してよい。なお、『高麗史』卷六七、礼志九、一月三朝儀、辛禡一四年四月庚子条に「≡礼儀司、皇朝の礼に依り群臣は毎月六衛日を用て朝参せんことを請う。之に従う」とあるのは、本来は辛昌王元年四月庚子（二日）条の記録が誤って『高麗史』礼志に挿入されたのであろう。辛禡一四年（一三八八）四月

は遼東攻撃のために明の年号を廃止して元の服制を採用しており（『高麗史』卷一三七、列伝五〇、辛禡一四年四月乙丑〔二一日〕条）、緊迫した東アジア情勢のもとで高麗政府が明の礼制を参考に儀礼制度を改編したとは考えられない。

(136) 『高麗史』卷六七、礼志九、嘉礼、元正冬至節日朝賀儀条。同書卷六九、礼志一一、嘉礼、仲冬八閏会儀条。

(137) もつとも、恭讓王二年（一三九〇）になってようやく朝会の開始時刻に関する記録があらわれる。

礼曹啓、凡朝会、百官味爽入殿庭、平明行礼、（『高麗史』卷六七、礼志九、嘉礼、一月三朝儀、恭讓王二年正月条）  
 定例の朝会の場合、百官は「味爽」（夜明けがた）に殿庭に入場し、「平明」（夜明け）に行礼すべし、と礼曹は上奏した。だからといって、これまでは午前中の比較的早い時刻ではなく、午後の陽が落ちた頃に朝会を行うのが慣例であったとは考えがたい。たとえば、さきの史料Sには「質明、百官皆な会す」とある。

(138) 『高麗史』卷一三五、列伝四八、辛禡一〇年閏一〇月条。

『高麗史節要』卷三二、辛禡一〇年閏一〇月条。

(139) 『高麗史』卷一三五、列伝四八、辛禡一〇年閏一〇月・十一月己卯（一六日）条。『高麗史節要』卷三二、辛禡一〇年十一月条。

(140) 『高麗史』卷一三五、列伝四八、辛禡一〇年十一月条。

(141) 『高麗史』卷一三四、列伝四七、辛禡七年二月・八年二月条。『高麗史節要』卷三二、辛禡八年二月条。

- (142) 『高麗史』卷一三五、列伝四八、辛禡一一年九月条。『高麗史節要』卷三二、辛禡一一年九月乙亥(一六日)条。末松保和、前掲書「麗末鮮初に於ける対明關係」一八一―一八二頁。沈載錫、前掲書「제5장, 고려와元の 책봉관계」二三四―二三六頁。
- (143) 『高麗史』列伝の史料Uには「正月戊午」とのみ記されるが、これに対応する『高麗史節要』卷三二、辛禡一二年春正月戊午朔条にはほぼ同文の記録がある。よって、史料Uは正朝の記録とみてよいだろう。
- (144) 原文は以下のとおり。  
帝遣指揮僉事高家奴・徐質、來刷己亥年避寇東來瀋陽軍民四万余戸、因前元瀋陽路達魯花赤咬住等之誣告也、又索買馬三千匹、每一匹給大綿布八匹・段子二匹、各官差家人、送馬到遼陽、取価回還、(『高麗史』卷一三六、列伝四九、辛禡一二年二月条)  
ほぼ同文の記録が『高麗史節要』卷三二、辛禡一二年二月条に残る。
- (145) 池内宏、前掲書「高麗末に於ける明及び北元との關係」三一五―三一六頁。末松保和、前掲書「麗末鮮初に於ける対明關係」一八三―一八五頁。南都泳「韓国馬政史研究」(亜細亜文化社、서울、一九七六年五月)「三、高麗時代の馬政」一〇一頁。金順子「麗末鮮初 対明馬貿易」(『河炫網教授定年紀念論叢 韓国史의 構造와 展開』慧眼、서울、二〇〇〇年十一月)五一五―五一七頁。
- (146) 回鶻(ウイグル)出身である契遜の子長寿は以後、朝鮮定宗即位年(一三九八)まで八度にわたり使節として明へ赴き、その功績により慶州僣氏の基礎をきずいた。中村完「朝鮮中世の民衆文化」(木村尚三郎他編『中世史講座9 (中世の生活と技術)』学生社、一九九一年四月)一五〇頁。朴玉杰「高麗時代の帰化人研究」(国学資料院、서울、一九九六年二月)「제5장 帰化人の 역할과 영향」二二九頁。
- (147) 原文は以下のとおり。  
高家奴・徐質還、遣知密直事僣長寿如京師、陳情、表曰、(中略)時、禡在東江、有司請還京、率百官拜表、右侍中李成林知禡不樂入京、告曰、拜表之礼、臣等撰行、殿下不必躬親、禡悦、(『高麗史』卷一三六、列伝四九、辛禡一三年二月条)
- (148) たとえば、朝鮮太祖代の実録記事に、「上、群臣を率いて帝正を賀う」「上、冕服を具え、群臣を率いて帝正を賀う」とある。『太祖実録』卷三、二年正月丁未朔条。同書卷一三、七年正月己酉朔条。桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遥拝儀礼」一〇三―一〇五頁。
- (149) 『高麗史』卷七〇、樂志一、雅樂、軒架樂独奏節度、恭讓王元年(辛昌王元年)三月乙酉(一六日)条。『高麗史節要』卷三四、恭讓王元年三月条。
- (150) 『高麗史』卷四五、世家四五、恭讓王元年一月己卯(二五日)・庚辰(一六日)条。『高麗史節要』卷三四、恭讓王元年一月己卯・庚辰条。
- (151) しかし、洪武帝はこれを拒否し、恭讓王はついに明帝の冊

- 封を受けないまま朝鮮王朝の開国を迎えた。末松保和、前掲書「麗末鮮初に於ける対明関係」二〇二～二〇五頁。沈載錫、前掲書「제 5 장, 고려와 元의 책봉관계」二二七～二三八頁。
- (152) 『高麗史』卷四六、世家四六、恭讓王三年正月己丑朔条。
- (153) 『高麗史』卷四五、世家四五、恭讓王二年九月丙午（一七日）・庚戌（二二日）条。『高麗史節要』卷三四、恭讓王二年九月丙午・庚戌条。
- (154) 李丙燾『高麗時代の研究——특히 凶讖思想의 發展을 中心으로』（亜細亞文化社、서울、一九八〇年六月改訂版）「IV 4、恭讓王의 即位과 漢陽遷都問題」三三九頁。
- (155) ちなみに、漢陽から開京への遷都は恭讓王三年二月のことである。『高麗史』卷四六、世家四六、恭讓王三年二月丁卯（一〇日）条。『高麗史節要』卷三五、恭讓王三年二月丁卯条。
- (156) 『太祖実録』卷三、二年正月丁未朔条。
- (157) 『高麗史節要』卷三五、恭讓王四年春正月条に「宴詔使于寿昌宮」とある。
- (158) 『高麗史』卷四六、世家四六、恭讓王三年二月甲子（二二日）・丁卯（一五日）条。『高麗史節要』卷三五、恭讓王三年二月条。
- (159) 朝鮮初期には一時期、王世子または百官が対明遥拝儀礼を代行したことがある。桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遥拝儀礼」一二七～一二九頁。同、前掲「朝鮮世祖代の儀礼と王権」九三～九五・一〇一～一〇三頁。
- (160) 奥村周司、前掲「高麗における八閔会的秩序と国際環境」。
- (161) 『高麗史』卷六七、礼志九、嘉礼、元正冬至節日朝賀儀条および元会儀条。
- (162) 桑野栄治、前掲「朝鮮初期の対明遥拝儀礼」一一六～一二二頁、同「朝鮮世祖代の儀礼と王権」一〇二頁の【表II】、および同「朝鮮成宗代の儀礼と外交」九六～九七頁の【表I】、【表II】、参照。
- (163) 李齊賢『益齋乱藁』（『韓國文集叢刊』2、民族文化推進會、서울、一九九〇年七月、所収。底本は高麗大学校中央図書館所蔵の肅宗二四年（一六九八）海州木版本）卷八、謝功臣号表、謝表の割註に、「言至正十六年（即恭愍王五年、一三五六）一月二十日、（中略）臣謹與一國臣僚備礼儀、出城恭迎、望闕受」とあるが、これは北元による恭愍王への功臣号下賜を感謝する外交文書にあらわれるものであって、明帝の正朝・冬至を祝う「望闕」の表現とは一定の距離がある。